

第98回（2019年度）

定例総代会議案書

- 期日 2019年5月25日（土）
- 時間 10:30～16:00（予定）
- 場所 伊都キャンパスセンターゾーン
 生活支援施設（ビッグさんど）地下食堂

九州大学生生活協同組合

<http://www.coop.kyushu-u.ac.jp/>

第98回総代会議案

<議事次第>

開会の辞

1. 理事長あいさつ

2. 議長・議事運営委員選出

3. 書記・議事録署名人任命

4. 議案提案

第1号議案 2018年度の事業・決算及び欠損金処理(案)承認の件

監査報告

第2号議案 2019年度事業計画・予算(案)承認の件

第3号議案 子会社設置の件

第4号議案 議案決議効力発生の件

5. 討論

6. 採決

第5号議案 役員選挙の件

閉会の辞

第1号議案

2018年度の事業・決算及び

欠損金処理(案)承認の件

(監査報告を含む)

活動報告は別冊をご覧ください。

そしき部活動報告

M-プロジェクト活動報告

KyudaiWalker 活動報告

GP(芸工プレス)活動報告

体育会総務活動紹介

<2018年度事業報告>

【1】2018年度の事業環境と基本方針

1. 2018年度は、前半は緩やかな成長と見られたが、統計上の問題があり経済成長には疑問符が付いています。この3カ月間の景気動向調査では、悪化傾向が見られています。総務省統計局の物価統計では、2018年度は総合で前年比の+1%、生鮮とエネルギー除く総合で+0.4%となり、2017年(それぞれ、+0.5%、+0.1%)に続き上昇しています。2019年に入り1・2月とも生鮮とエネルギーを除く総合では前年比+0.4%となっています。家計調査(2人以上世帯)の消費支出では、2017年度の前年比△0.3%から2018年度は+0.3%となっています。同収入面では名目では上昇していますが、調査内容の変更があったため、変動調整値(推計値)では、全世帯及び2人以上世帯とも実質は減少となっています。

一方、人口構成の大きな世代の大量退職などもあり、雇用情勢が売り手市場へと大幅に変化しました。最低賃金もこの数年大幅に改定され、九大生協の定時職員・アルバイトの募集時給も大幅に上昇しています。

物流費の高騰・円安による輸入物価の上昇など、値上がり要因が拡大しています。TPP及びEPAの影響で、輸入品の価格下落はあるものの、昨年続きこの4月からも値上げや量目の変更による実質的な値上げが広く生じています。

2. 生協が行っている、学生生活実態調査(傾向地の把握)では、九大生の収入は下げ止まった感があり、食費の増加など見られます。しかし、一端減少した収入構造に大きな変化は見られません。奨学金の依存度が高いところが気になることです。

3. 九大生協の大きな課題は、大型投資の年を除き2010年度から継続している黒字を拡大し、経営再建を安定軌道に乗せることが最大の課題でした。黒字を継続して生み出せる経営体力を作ることを目標にしています。

① そのためにも、損益の改善する一部を原資とし組合員の利用結集を強化することを基本課題とします。

1) 利用者の声に基づき事業の強化

2) ポイント還元の利用拡大 還元額は、前年の特殊事情の557万円を下回る見通し

3) ミールプリペイドの普及の拡大(5万を使い切ることが前提ですが、対象としている食事・パン米飯・食品・飲料は利用した価格の5%引きとなります)

4) 組合員対象の割引企画

通常期の毎水曜日の食事10%割引、毎金曜日のタイムサービス食品10%割引の継続、書籍の特別割引企画の充実、まとめ買い企画の提案など

5) 全学共通カードの生協プリペイド機能の利用場面の拡大

6) 懸案の食堂価格の30年ぶりの改定を行う。

② また、現在の通常期の1日の利用平均利用人数は、15000人前後にとどまっており、組合員が1日に平均1回利用する状況には至っていません。混雑緩和や魅力ある店舗づくりの強化により、引き続き利用人数の増加をめざしました。

③ 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を事業総剰余除した比率)を目標とします。

中期目標	合計 60%	販売40%	食堂55%	(複合50%)
2018年度目標	合計 65%	販売45%	食堂60%	(複合55%)
2017年度実績	合計 72.1%			

4. 事業改善の重点として以下を掲げました。

- ① 昼食時の混雑緩和
- ② 教科書の採用活動の強化
 - ・カリキュラムに基づく教員への受注活動をやりきる。
 - ・採用教科書(生協取扱)の一覧表を作成し、入荷案内の強化を行う。
- ③ 販売系共通
 - ・利用に合わせた品揃の改善(文具・情報機器消耗品・日用品)をする。
 - ・学事や学部日でのキャンパス人口の変化に合わせた適切な仕入(パン弁当・飲料)を行う。
 - ・日生協商品の取扱の拡大により安全安心に加え、価格メリット拡大する。
- ④ 食堂系共通
 - ・適温提供・均一な味など品質管理の強化
 - ・昼食時のスピード出食
- ⑤ 学生の行動場面に即した旅行商品・自動車教習所などの提案

【2】2018年度事業活動について

2018年度は、運営する施設面では、今後の生協運営の画期の年になりました。移転に伴う伊都キャンパスの基本的な福利厚生施設の運営事業者を選定され、秋には開業しています。食堂は残念ながら他の事業者となりましたが、大橋の売店も移転により新施設となっています。また、2019年度の4月からですが、工学系生活支援施設(ビッグどら)の運営事業者にも選定されています。

基本的な課題である「経営再建を安定軌道に乗せる経営体質を作ること」では、大きな赤字を発生させたため、抜本的な対策が求められます。箱崎から伊都への移転では、箱崎で運営していた店舗及び本部の閉店業務(生協設置の器具備品を撤去し、大学に返却)業務がありました。新店舗の開店と重なったため、経営的に大きな負担となりました。箱崎地区店舗や大橋食堂の閉店は、事業所都合となるため、閉店時まで勤務いただいた定時職員に対する特別な費用が発生しています。

現在も続いています。伊都キャンパス周辺では雇用環境が厳しく、必要な人員が時間帯別を含めそろわず、かえって定時職員の残業や正規職員の休日出勤を含めた超過勤務が大幅に増加しています。また、移転に伴う箱崎地区店舗の、利用減少期間の営業なども経営上の負担となりました。

利用人数は、移転に伴い、6月～9月に前年を下回り、9月累計で前年を割っていましたが、10月以降新店舗での利用人数の増加(箱崎地区と比較して)もあり、年間では2万人の増加となりました。旧箱崎地区では営業時間が長く中央図書館利用者の利用もあった農学部6号館と比較し、ほぼ農学部関係に利用対象が減ったウエスト5号館は減少していますが、イースト地区は旧文系地区に比べて施設が充実したことや対象が広がったこともあり、大幅に利用増となっています。

収入面では、物件不足もあり、不動産斡旋収入の減少がありました。

2018年度の総供給高(書籍の供給を定価で計算し、消費税を除いた金額)は、29億023万円でした。公費が大幅に増加し、また新学期の学習用パソコンも好調でした。箱崎の段階的な移転や店舗の閉店、大橋に食堂運営がなくなったことにより上期は減少していましたが、新店舗での利用が順調で、前年比較で総供給高は6675万円増加しました。公費は1億1千万円増加しました。

食堂部門の供給高は、前年比で1519万円増でした。書籍分野は、前期に前年秋の法科大学院移転の影響とイーストゾーン(文系地区)での書籍店がないことにより大幅減でした。

1. 2018年度は、退職給付会計の継続を行い、大学への寄付分の計画通りの償却も継続しました。但し、新店舗要員の確保に手間取り、残業や時間帯では超過となったため定時職員給与が大幅に増加したこと、公務員講座やパソコン講座の収益悪化もあり、また最低賃金の大幅上昇やエネルギー価格や食材の値上がりもあり、減価償却費を調整しましたが、赤字決算となりました。

2. 食堂の価格改定を行いました。定食など緩和策として価格を据え置いたメニューもあります。基本的な食堂価格の考え方に大きな変更はありません。毎水曜日の食事10%引き、毎金曜日の食品10%引きの組合員向けタイムサービスを継続しました。
書籍の出版社特別割引の実施も行っています。

3. 生協の利用回数は、移転により閉店の影響はありましたが、通年で2万回の利用回数(人数)が増加し、年間の利用回数は327万回を超えることができました。

毎水曜日の食事割引や、ミールプリペイドシステムなど、この間の生協の施策への支持があります。学調の分析によると、食堂は施設問題(混雑)を除けば概ね支持されています。短時間での大量出食という食堂の使命はありつつも、品質面での強化や選択の幅の拡大を引き続き重視することが求められています。

4. 2018年度の投資は、Q-ショップ新設・大橋店の移転新設・イースト1号館店・ビッグスカイ・L-Café・アグリダイニング・ウエスト5号館などで1億4千万円程度となりました。金額は小さいですがビッグさんど厨房改良や車輛の更新を行っています。また、年度の変った3月に2千万支払いがありましたので、年度の投資額は1億7千万円となります。

5. 投下労働の適切化に課題を残した店舗があり、抜本的な経営基盤の確立については、引き続きの課題となっています。また、土日や早朝・夜間の定時職員の雇用がうまくいかず、正規職員の残業休日出勤の対策が継続した課題です。

労働分配率(事業の基本的な収入である事業総剰余金に占める人件費の割合)では、学部の販売系店舗での後退がありました。生協全体では、目標には届きませんでしたが、改善しました。

<労働分配率の目標と実績>

中期目標	合計	60%	販売40%	食堂55%	(複合50%)
2018年度目標	合計	65%	販売45%	食堂60%	(複合55%)
2018年度実績	合計	74.3%			

6. 10年目となった全学共通ICカードへの組合員機能(プリペイド・ミールプリペイド、ポイント)は、プリペイドやミールプリペイドの利用が増加し、混雑緩和に貢献しています。

生協電子マネー(プリペイド・ミールプリペイド)での生協店舗利用は、3187万円の増加し、合計で5億1250万円となりました。バスなど含めると、6億5千万円の利用となっています。

2018年度は、三菱ライフサービス営業のビッグドラ・ビッグリーフで使用できるようになりました。また、2019年度になりますが、大橋の食堂での使用が開始される予定です。専用のダウンロードチャージ機の周知で、懸案であったポイントやミールプリペイドのプレミア分のダウンロードがほぼ期待通りに行われています。

【3】2018年度決算

2018年度決算の概要

- 1) 2018年度は、3268万円の最終赤字となりました。予算の最終剰余は872万円でした。赤字の基本的な要因は、①食堂価格改定時期を遅らせたこと、②雇用情勢が厳しく、新規店舗要員の確保に手間取り、時間帯別には過剰となったこと、③将来に向けた人員養成のため正規職員の増員に加え、休日や夜の定時職員確保ができないため残業が増加したこと、④最低時給の改定が想定以上に進み時給の大きな改定が必要となったこと、⑤移転の特別な費用がかかったこと、⑥公務員講座やパソコン講座で大幅に収益が悪化したこと、です。

移転の特別費用は、箱崎勤務の定時職員で異動ができない方への円満退職に伴う退職金(閉店時まで勤務してもらいました)、引っ越しや閉店に伴う作業コストがありました。
- 2) 九大生協の食堂価格は、秋の改定後も他大学生協などと比較するとかなり安い価格になっています。2008年から2009年にかけて全国の大学生協や九大内の生協以外の食堂の値上げがなされましたが、九大生協は食材の一部の変更で回避しました。2013年の消費増税時もライス分量の変更による実質値上げはありましたが、税込み価格を据え置いたため実質的に値下げ分が上回っています。その頃、円高などでエネルギーコストが下がっていたため、価格を維持できました。しかし、食材が値上がり傾向にあり、エネルギーコストも上昇に転じています。加えて、最低賃金が大幅に上昇し、九大生協の定時職員の時給も大幅に改定しています。

そういう意味では、2017年度での価格改定が必要でした。概ね一年間価格改定を延期したことは、赤字の一つの要因です。
- 3) 剰余率の高い食堂やパン米飯の伸長のため、供給剰余高は、前年比は増加しましたが、公務員講座の利用減で予算比ではマイナスとなりました。(前年比194万円増、予算比491万円減)。その他の事業収入は不動産斡旋手数料の減少で大幅減でした。事業活動の基本的な収入(事業総剰余)は、予算比で△1051万円、前年実績比で△352万円でした。
- 4) 人件費では、前年比では正規職員増と残業増、前年比予算比では定時職員給与の大幅増加で、予算を2942万円上回りました。前年比では、+1306万円となりました。定時職員給与は、利用者数の増加に応じた投下労働の増加もありましたが、人手不足による残業や時間帯別には過剰となっています。閉店や引っ越し、新店の訓練などもありました。ベースの大幅改訂もありました。土日祝日や夜営業の定時職員確保に苦戦して増加した正規職員の時間外労働削減が課題です。正規職員は、退職もあり、通年でみた場合前年人数を下回っています。
- 5) 物件費は、償却費用の調整をしたため、予算及び前年を1000万円弱下回っています。
- 6) 事業剰余高は3061万円の赤字、事業外収支と特別損益や法人住民税を含めた当期欠損金は3268万円と最終赤字となりました。
- 7) 財務内容では、12月から2月に借入を行いました。合計で7店舗新設し、一部は新年度の3月払いになっていますが、1億7000万円の大型投資が大きな要因です。在庫の削減やミールなどの電子マネーの増加や組合員増で投資金額ほど資金は悪化しませんでした。2019年度もビッグどらの投資があることから、基本的な黒字経営体質の確立と財務内容のより一層の適切化を目指す必要があります。

【4】組合員の利用状況（店舗別）

箱崎 理系地区 農学部6号館は9月からはウエスト5号館店と比較

＜中央食堂＞ 利用人数30,630人(前年74,832人 △44,202人)

記念講堂の構造物落下で、早期に閉店しました。

＜農学部6号館＞ 8月まで、利用人数183,338人(前年220,651人 △37,313人)

農購買書籍店 利用人数 102,088人(前年130,198人 △28,110人)

理農食堂 利用人数 81,250人(前年 90,453人 △9,203人)

ウエスト5号館店 利用人数 88,704人(前年122,615人 △33,911人)

アグリダイニング 利用人数 66,117人(前年 92,451人 △26,334人)

農学部の移転が6月から始まる。8月後半で箱崎は閉店。

ウエスト5号館は9月初旬に仮設営業を実施。食堂を含め9月中旬から仮営業。10月1日から本営業。

6号館当時は、中央図書館利用者の利用があった。2017年後期に法科大学院が移転している。

2019年度は、実際の利用に合わせた、投下労働を目指していく。

箱崎 文系地区

＜文系購買書籍店＞ 半期 利用人数 24,912人(前年27,674人 △2,762人)

通年 利用人数 24,912人(前年53,297人 △28,385人)

法科大学院の移転もあり、利用人数減少となっています。今後の移転の影響か、公費の利用が減少しました。

2017年秋の法科大学院移転の影響もある。

＜文系食堂＞ 半期 利用人数 103,846人(前年105,328人 △1,482人)

通年 利用人数 193,951人(前年193,951人 △92,382人)

医系地区

＜医系購買書籍店＞ 利用人数257,279人(前年266,156人 △8,877人)

昨年利用人数が回復したが、2018年は減少。

2019年度は、引き続き書籍の競争対策や品揃えの改善を行っていきます。店舗レイアウトの見直しを検討します。

＜医系食堂＞ 利用人数 239,863人(前年240,496人 △633人)

利用人数が微減。期中から内製弁当を製造しています。

2019年度は、メニューの見直しやプレゼンの改善を図ります。

筑紫地区

＜筑紫店＞ 利用人数50,792人(前年53,499人 △2,707人)

競争環境が厳しく4年連続の利用人数減でした。公費の利用が減少しました。

2019年度は、水曜日のパン米飯割引を継続します。また、大学院生に向けた品揃えの強化が課題です。

大橋地区

＜大橋店＞ 利用人数80,531人(前年104,222人 △23,691人)

食堂が3月に契約期間終了で閉店となり、8月に新店舗に売店が移転しました。

2019年度は、利用に合わせて、品揃えの改善を図ります。

伊都キャンパスウエスト地区

＜伊都コンビニ店＞ 利用人数 514,355人(前年518,115人 △3,760人)

E-Café の大幅利用増の影響があります。隣接する図書館のリブカは利用人数微減でした。供給高

は公費が大幅増加でした。

2019年度は、生協店舗間の競争となっていますが、ビッグドラ店ができたため、ある程度混雑が緩和されると考えられます。

<あかでみっくらんたん> 利用人数 38,461人(前年43,792人 △5,331人)

E-Café の大幅利用増の影響があります。

2019年度は、基本的なメニューの改善を行います。

<E-Café> 利用人数 238,807人(前年222,033人 +16,774人)

利用は大幅に伸長しています。昼のピークはありますが、朝から夜まで1時間当たり100人前後で利用されています。品揃えやサービスが時間帯別の利用人数に適合しているようで、今後の他の店の在り方の参考にすべきです。特に下期は、1200人を超える利用の日が目立ちました。

2019年は、ビッグドラ食堂が生協運営となったため、カフェとしての業態の充実を目指します。パーベキュー対応などが課題です。

<リブカ> 利用人数 20,193人(前年20,471人 △178人)

伊都センター地区

<皎皎舎店> 利用人数 229,379人(前年216,012人 +13,367人)

利用人数は微増です。

2019年は、取扱商品の認知度のアップが課題です。九大生協で一番大きな店舗です。行っている事業の認知度の向上と事業の充実が課題です。

<レストラン> 利用人数 11,522人(前年10,137人 +1,385人)

パーティ利用も増加しています。特に水曜日の10%引き時に利用が増加しています。

2019年は、生協運営の飲食店の中では比較的昼食時の混雑の少ない店舗なので、利用の増加の模索を行います。

食堂

<ビッグさんど> 利用人数668,177人(前年646,093人 +22,084人)

上期から大学院のイースト地区への移転がありました。閑散期は利用増でした。

<クアシス> 利用人数133,024人(前年142,251人 △9,227人)

合計 801,201人(前年788,344 +12,857人)

閑散期と土日祝日の利用増、教職員利用率のアップ等で、クォータ制移行の影響での減少幅が抑えられています。

2019年度は、引き続き混雑緩和対策が大きな課題です。メニューの充実などを行います。

伊都イースト地区

<イースト1号館店> 利用人数 158,603人

<ビッグスカイ> 利用人数 96,576人

<L-Café> 利用人数 22,760人

2018年度事業報告書

I. 事業報告書

1. 組合の事業活動の概況に関する事項
2. 組合の運営組織の状況に関する事項
3. その他組合の状況に関する重要な事項

II. 事業報告書の附属明細書

1. 役員報酬の状況
2. 役員以外の法人等における兼職の状況
3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細
4. 事業連合に関する事項
5. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

III. 決算関係書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 損失処理案
4. 注記事項

IV. 決算関係書類の附属明細書

1. 資本及び借入金の状況
2. 固定資産の明細
3. 関係団体出資金の明細
4. 引当金の明細
5. 事業経費の明細
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

V. (監事)監査報告書

I 事業報告書

2018年3月1日 から 2019年2月28日 まで

作成 2019年4月1日

福岡県福岡市元岡7-4-4

備付 2019年4月1日

九州大学生生活協同組合

理事長 矢原徹一

1 組合の事業活動の概況に関する事項

事業種目	主な事業品目等
物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。保険を斡旋する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
その他	組合員に食事を提供する事業。 組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。

(2) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

1. 事業の経過及びその成果

(1) 事業方針

- 1) 箱崎・大橋での閉店業務をしっかりと行い、新店舗を軌道に乗せることが大きな課題です。加えて、中期的な課題として、大きな最終剰余を確保できる経営体質をつくることでした。
- 2) 経営改善の一部を利用者に還元し、厳しい学生生活への経済的な貢献を強化する。
 - ①利用者の声を重視した改善、②ポイント還元、③ミール利用者の拡大、④組合員対象割引の強化
 - ⑤全学共通ICカードの生協電子マネーの利用条件整備を進めます。
- 3) 引き続き、昼食時の混雑緩和と魅力ある店づくりを重視し、利用人数の拡大をめざす。
- 4) 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率を目標とする。
- 5) 事業の重点課題として、①混雑緩和、②教科書採用活動の強化、③販売系共通として、品揃えの改善と、学事に対応した適切な仕入、④食堂共通として、適温提供・品質管理の強化、⑤学生の行動場面に即した旅行商品・自動車教習所などの提案、を行う。

(2) 経済および事業環境

2018年(4月～12月)は、経済成長に見えましたが、統計調査の不備で実質マイナスという評価もあります。総合で物価はわずかに上昇。政府日銀の2%目標には届かず。世界経済は政治の不透明さから先行きに懸念があります。小売り業界では、大手スーパーが回復、要因は生鮮の値上がり。ドラッグストアが成長。百貨店は後退。成長しているコンビニエンス業界でも全店平均の利用金額が減少。学生実態調査によると、九大生の収入は下げ止まがったが、厳しい状況は続いています。食堂価格は改訂しましたが、引き続き最低賃金の上昇と人で不足があり厳しい事業環境が続いています。

(3) 事業の状況

- 1) 移転の関係で、6月から9月に利用人数減となっています。新店舗での利用増で食堂やパン弁当は回復し伸長しました。旅行は7大戦で国内旅行増、大学企画の海外旅行が減少。公費は大幅利用増でした。総供給高は増加。書籍は、文系地区に基本的な店舗がなく大幅減。利用人数は、2.2万人伸長し、327万人となった。
- 2) Web出願2年目に対応でき、生協加入やミール利用者の増加があった。
- 3) 延期していた食堂価格の改定(食材・エネルギーの値上がり、最低時給の連続的な大幅改定のため)を実施。日替わり定食等は据え置き。

(4) 業績

i) 組合員数および出資金

2019年2月末日の組合員数は23,565人で、前年比では489人増加。
同日の出資金総額は、4億9371万円で、前年比では620万円の増加

ii) 供給事業

総供給高は、29億0230万円で、前年比で6675万円増加、予算費で3131万円増加。前年比較では、情報機器・ソフト食堂・食堂・パン米飯が伸長、書籍事業が減少し(文系地区の基本的な売場がない)。
供給剰余高は6億2556万円、前年比で前年比194万円増加(予算では491万円マイナス)

iii) その他の事業 不動産手数料の減少で、前年・予算割れとなった。

iv) 事業経費

事業経費は、7億3017万円。人件費は5億1993万円。前年を1306万円、予算を2942万円上回る。
物件費は、2億1023万円で、前年比で△961万円、予算比△911万円上回る。

v) 事業外損益

事業外収入は1158万円、事業外の支出は267万円。収入が大幅増、支出が減。

vi) 特別損益

出資金の整理益を特別利益で計上、建物寄付分の償却は特別損失で計上。
特別利益は、647万円、特別損出は1625万円。大学寄付分その他、箱崎の閉店に伴う固定資産の廃棄。

vii) 当期剰余金

税引き後の当期剰余金は3268万円の赤字となった。

2) 対処すべき重要な課題 事業の展望と課題

累積欠損の確実な解消

2009年の大型投資の償却費用は、終了に近づく。亭亭舎・皎皎舎の寄付分等の償却を確実に行うとともに、実施した大型投資の償却を行う。まだ施設投資があるので財務面含めた経営改善の継続が必要。利用人数は継続して増加している。組合員への還元を利用に結び付けることを継続していく。

①直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：(千)円

項目	2015年度	2016年度	2017年度	本年度
組合員数	22,101	22,798	23,076	23,565
出資金額	465,353	478,293	487,500	493,718
供給高	2,809,640	2,800,602	2,835,558	2,902,308
供給剰余高入	614,728	620,086	623,620	625,566
その他事業収入	90,598	85,566	79,462	73,990
経常剰余金	-43,758	6,953	-20,972	-21,705
総資産	790,823	737,243	737,831	855,004
純資産	73,240	88,848	70,730	44,268

②供給事業の状況表

i)部門別・業態別供給高の状況

単位：(千)円

項目	2015年度	2016年度	2017年度	本年度
物販部門	1,415,556	1,411,714	1,432,497	1,432,497
書籍部門	477,907	463,275	453,919	452,181
食堂部門	473,964	486,063	495,635	453,919
旅行/サービス部門	441,042	438,176	452,181	495,635
合計	2,809,640	2,800,602	2,800,602	2,834,232

ii)供給高の事業所別内訳

単位：(千)円

項目	2015年度	2016年度	2017年度	本年度
餃餃舎	675,554	794,647	825,183	903,203
ウエスト5号館(理農店)	318,807	236,694	201,236	131,651
医系購買書籍店	411,524	396,573	419,071	423,205
イースト1号館店				83,809
筑紫店	87,639	86,454	83,579	85,830
本部2	-7,091	-8,265	-7,234	-7,777
大橋店	55,366	54,924	49,282	44,584
伊都コンビニ店	486,555	473,157	499,411	526,988
協奏館店	4,127	5,062	5,890	6,536
Q-ショップ				4,889
本部3	-13,464	-14,158	-17,820	-16,812
文系購買書籍店	196,050	185,183	169,875	106,693
E-Café	11,947	43,924	59,975	65,367
リブカ		2,676	3,578	3,453
ビッグスカイ(中央食堂)	51,626	26,861	26,783	46,974
あかでみっくらんたん	19,084	17,355	16,199	14,566
アグリダイニング(理農食堂)	79,914	65,029	65,752	53,166
L-Café(文系食堂)	52,275	52,222	53,539	33,389
医系食堂	91,113	88,389	91,574	92,643
クアシス	43,644	44,044	40,353	42,062
ビッグさんど	226,178	237,206	235,913	247,188
レストラン	10,701	11,751	13,616	13,737
自販機	8,090	884	670	375
合計	2,809,640	2,800,602	2,835,558	2,902,308

※ 伊都の新店舗は、管理上の都合で、ビッグスカイは中央食堂、アグリダイニングは理農食堂
ウエスト5号館店は理農購買書籍を引き継いでいる。Q-ショップ、イースト1号館店は新設。

大橋店は移転・4月から食堂なくなる。文系購買書籍店は、8月で廃止。

※ クアシスのナビさんの供給を本部2店で相殺、新契約自販機8558万円は供給計上していない。

※ 本部3のマイナスは、ミールのプレミア分を食堂供給の割引として計上。還元金額はこれに消費税を加えた額。

③受託共済事業状況表

1)加入者数の状況

共済事業の種類			契約件数			
		元受団体名	契約型	当年度	前年度	前年比
学生総合共済	生命共済	大学生協共済連	A、G、M型	8,277	8,333	99.3%
			小計	8,277	8,333	
	火災共済	大学生協共済連	KV、KW型	7,574	7,591	99.8%
			小計	7,574	7,591	
合計				15,851	15,924	

2)元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

単位：千円

単位：件

単位：千円

共済事業の種類	元受団体名	契約型	元受団体共済掛金		共済金支払件数			共済金支払金額		
			当年度	前年度	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比
生命共済	大学生協共済連	A、G、M型	106,112	106,812	411	608	165.2%	42,988	50,034	85.9%
火災共済	大学生協共済連	KT、KY型	15,098	15,306	15	18	138.5%	7,013	1,636	428.7%
合計			121,210	122,118	426	626		50,001	51,670	

(3) 増資および資金の借入その他の資金調達状況

資金調達内訳表 単位：(千)円

調達方法	金額
出資金	493,718
金融機関	110,000
その他	0

(4) 組合が所有する施設の建設または回収その他の設備投資状況

設備投資概況表

設備名	所在地・内容	摘要
ビッグサンド厨房改良工事	福岡市西区元岡	購入2018年3月
Q-ショップ什器備品	福岡市西区元岡	購入2018年5月
ビッグサンドレジ購入	福岡市西区元岡	購入2018年7月
クアシスレジ購入	福岡市西区元岡	購入2018年7月
大橋店新設什器備品	福岡市南区塩原	購入2018年8月
イースト1号館店建物附属設備等	福岡市西区元岡	購入2018年9月
イースト1号館店什器備品	福岡市東区箱崎	購入2018年9月
L-C a f é建物附属設備等	福岡市西区元岡	購入2018年9月
L-Café厨房機器什器備品	福岡市西区元岡	購入2018年9月
ビッグスカイ厨房機器	福岡市西区元岡	購入2018年9月
ビッグスカイ什器備品	福岡市西区元岡	購入2018年9月
アグリダイニング厨房機器	福岡市西区元岡	購入2018年9月
アグリダイニング什器備品	福岡市西区元岡	購入2018年9月
アグリダイニング電気工事	福岡市西区元岡	購入2018年9月
ウエスト5号館店建物附属設備等	福岡市東区箱崎	購入2018年9月
ウエスト5号館店什器備品	福岡市東区箱崎	購入2018年9月
ウエスト5号館店電気工事	福岡市東区馬出	購入2018年9月
本部金庫	福岡市西区元岡	購入2018年10月
図書館内複写機	福岡市西区元岡	購入2018年11月
図書館内複写機	福岡市南区塩原	購入2018年11月
図書館内複写機	福岡市東区馬出	購入2018年11月
図書館内複写機	春日市春日公園	購入2018年11月
本部車両	福岡市西区元岡	購入2018年11月

(5) 他の法人との業務上の提携

他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地・内容	摘要
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託

(6) 他の会社を子法人等および関連会社等とすることとなる場合における当該他の会社の株式または持ち分の取得
新規出資子法人および関連法人等

該当する事項はありません。

(7) 事業の全部または一部の譲渡または譲り受け、合併その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

(8) 教育事業等の状況

教育事業等の状況

単位：(千)円

項目	金額
当期中に繰り越された教育事業等繰越金	0

教育事業等の用途

科目	内容	金額
	該当なし	0
合計		

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 前事業年度における総（代）会の開催状況

総（代）会開催日	2018年 5月26日	
総代会日現在総代数	203名	
出席総代組員数	本人	49名
	代理人(委任)	35名
	書面	79名
	計	161名
(重要な議事、議決事項および議決状況)		
第1号議案	2016年度事業報告・決算及び欠損金処理案承認の件	承認可決
第2号議案	2017年度事業計画及び予算案承認の件	承認可決
第3号議案	議案効発生の件	承認可決
第3号議案	議案効発生の件	承認可決
第4号議案	役員選挙の件	全員信任

(注) 総代選挙は、総代選挙規約にもとづいて行なわれ、225人の定数に対して203人が立候補し、選挙の結果、当初選挙は2018年5月1日に当選人が公告され、補欠選挙結果は選挙区毎に順次公告された。

(2) 組員に関する事項

組員出資金増減表

区 分	人員 (人)	口数 (口)	組員出資金総額 (円)	一人当組員出資金額 (円)
前期末現在	23,076	2,437,498	487,499,600	21,126
当期増加分	3,476	356,120	71,224,000	
当期減少分	2,987	325,029	65,005,800	
当期末現在	23,565	2,468,589	493,717,800	20,951

(3) 役員に関する事項

1) 役員一覧表

役 名	氏 名	担当	就任年月日	略歴等
理 事 長 (代表理事)	矢原 徹一		1997年5月24日	2003年5月より理事長 理学研究院教授
副理事長	出水 薫		2012年5月26日	2012年5月より副理事長 法学研究院教授
専務理事 (代表理事)	巢内 秀則		2007年5月26日	2007年5月より専務理事
常務理事	野上 佳則		2009年5月30日	2009年5月より常務理事
常任理事	木原 悠駿	そしき部長	2017年5月27日	2017年9月より常任理事 経済学部学生・そしき部
"	榎田 智史	副そしき部長	2018年5月26日	2018年5月より常任理事 工学部学生・そしき部
"	岩政 公平		2018年5月26日	2018年9月より常任理事 理学部学生・そしき部
"	平田 崇人		2018年5月26日	2018年9月より常任理事 文学部学生・そしき部
理 事	神野 尚三		2012年5月26日	医学研究院教授
"	清野 聡子		2016年5月28日	工学研究院准教授
"	志賀 勉		2007年5月26日	人間環境学研究院准教授
"	佐藤 剛史		2007年5月26日	農学研究院助教
"	茂木 孝一		2009年5月30日	総合理工学研究院助教 体育会総務
"	巢山 慶太郎		2015年5月30日	基幹教育院助教
"	堀 優子		2013年5月25日	図書館専門員
"	山野 晴樹		2018年5月26日	農学部学生 Mプロジェクト
"	大畑 来夏		2018年5月26日	芸術工学部学生 GP
"	近藤 葉菜		2018年5月26日	文学部学生 九大ウォーカー
"	篠崎 航太郎		2018年5月26日	工学部学生 体育会総務
"	皆川 慎太郎		2017年5月27日	2018年9月、常任理事退任 理学部学生・そしき部
"	田島 里彩		2016年5月28日	2018年9月、常任理事退任 理学部学生・そしき部
"	千々岩 康平		2018年5月26日	法学部学生 そしき部
"	北島 伸一郎		2016年5月28日	理学部学生 そしき部
"	下田 翔太		2018年5月26日	工学部学生 そしき部
"	小林 睦生		2010年5月29日	大学生協九州事業連合専務理事
監 事	折田 悦郎	代表監事	2004年5月29日	大学文書館教授
"	藤原 学		2009年5月30日	理学研究院助教
"	師富 洋		2018年5月26日	学務部学生支援課
"	吉瀬 流星		2018年5月26日	理学部院生
"	瀬政 康平		2018年5月26日	工学部 院生

2) 辞任した役員

役名	氏名	辞任時期	理由
理事	なし		

(4) 職員数およびその増減その他の職員の状況

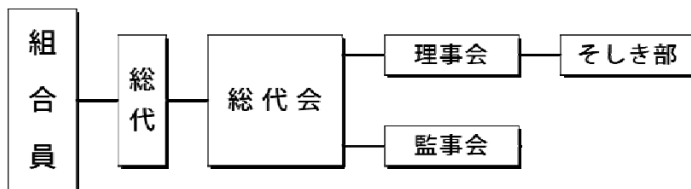
職員状況表

区分	前期末数	当期末数	平均年齢（上段） 平均勤続年数（下段）
正規職員	24 名	23 名	43 才 11 ヶ月 12 年 4 ヶ月
嘱託職員 定時職員	時間数 (総数)	291,275 時間 (207 名)	/
	正規換算	146.6 名	
		293,928 時間 (225 名)	
		146.9 名	

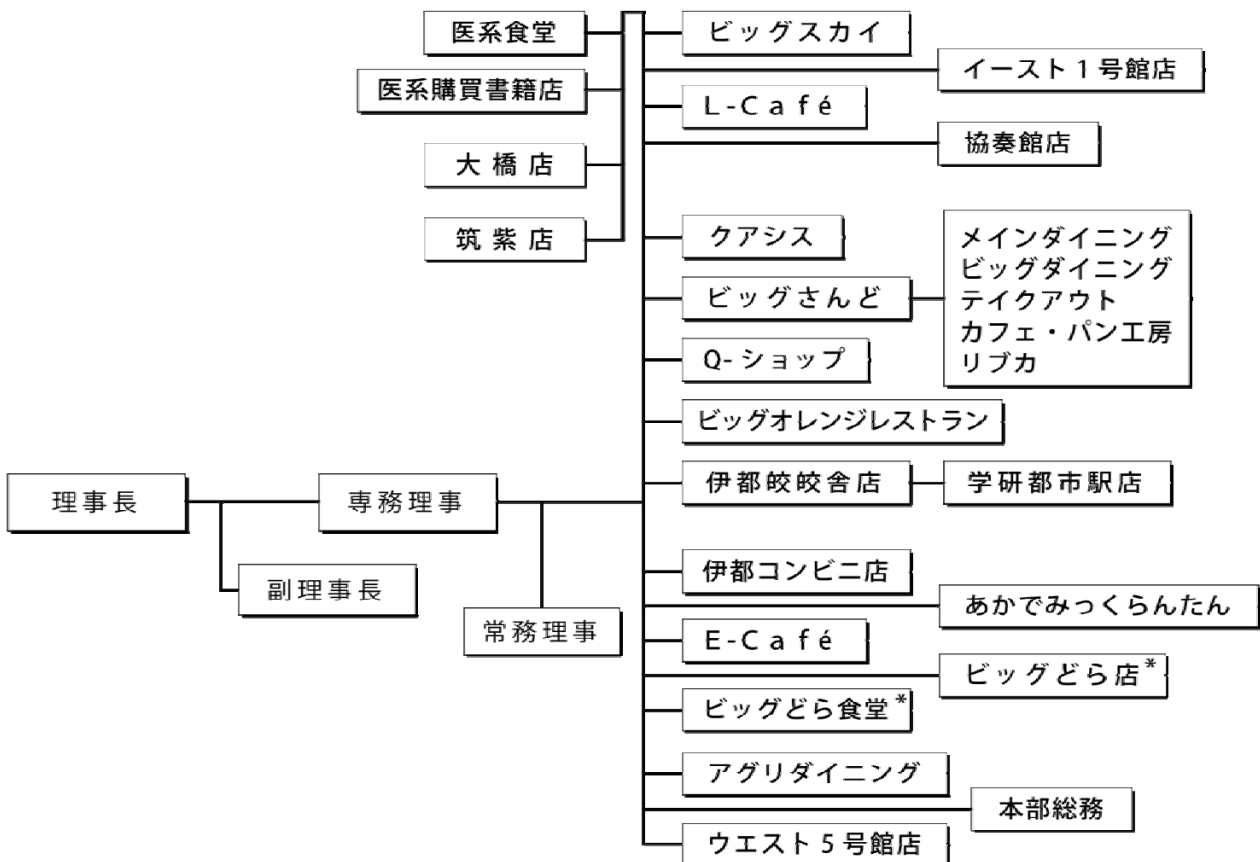
(注1) 定時職員の総人数は、年間2000時間で正規1名と換算

(5) 業務の運営の組織に関する事項

1) 運営組織図



2) 経営組織図



* 2019年4月より

(6) 施設の設置状況に関する事項

<九州大学からの借用施設>

地区名所在地	食堂・店舗名	建築年度	設置年度	構造	面積 (㎡)					ホール 席数
					店舗	厨房	ホール	付属室	小計	
病院地区	医系購買書籍店		平成20年	RC造	245			21	266	
福岡市東区馬出	医系食堂		平成20年	RC造		206	705	17	928	500
小計					245	206	705	38	1,194	500
大橋地区	大配転		平成16年	RC造	56				56	
小計					56	0	0	0	56	0
筑紫地区	筑紫店		平成17年	RC造	130				130	
春日市春日公園	小計				130				130	
伊都地区	伊都コンビニ店	平成18年	平成18年	鉄骨造	181				181	
福岡市西区元岡	協奏館店	平成26年	平成27年	鉄骨造	40				40	
	ビッグさんど (地下1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造		371	770	15	1,156	563
				テラス		52			245	80
	ビッグさんど (1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造		254	665		918	466
	Q A S I S	平成21年	平成21年	鉄骨造		120	306		426	152
				テラス						48
	Big Orange Restaurant	平成17年	平成21年	プレハブ		121	362		482	122
				テラス						12
	Libca	平成21年	平成21年	鉄骨造		5		9	14	40
	餃餃舎	平成27年	平成27年	木造	470				470	
	あかのみつくら んたん	平成18年	平成25年	プレハブ		14.62	48.1		62.7	36
	E-C a f é	平成27年	平成27年	鉄骨造		49	198		247	68
	Q-ショップ	平成18年	平成30年	プレハブ	80				80	
	ビッグスカイ	平成30年	平成30年	鉄骨造		259	706		965	470
	L-C a f é	平成30年	平成30年	鉄骨造		30	87		117	50
	イースト1号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	180				180	
アグリダイニング	平成30年	平成30年	鉄骨造		104.3	314		418	240	
ウエスト5号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	204				204		
小計					1,155	1,379	3,455	24	6,206	2,347
総合計					1,586	1,585	4,160	62	7,586	2,847

※伊都コンビニ店の建物は生協負担で建築したものです。

箱崎地区の施設（生協本部・中央食堂・理農購買書籍店・理農食堂・文系書籍・文系食堂は大学に返還しました。

伊都地区では、イースト1号館店・ビッグスカイ・L-Café・ウエスト5号館店・アグリダイニング・Q-ショップの運営事業者として選定され、運営を開始しました。

大橋地区の、5号館の食堂・売店は大学に返還し、新たに売店をデザインコモンに借りました。

2019年度ですが、ビッグどらの売店・書店（ワンフロア運営）とビッグどら食堂の運営事業者を選定されています

<自己所有>

地区・所在地	施設名	取得・建築	構造	面積 (㎡)
福岡市東区箱崎	生協本部倉庫	昭和51年7月	プレハブ	202.27
糸島市泊	生協本部倉庫	平成29年7月	プレハブ	308.94
		平成29年7月	土地	995.04

※東区の本部倉庫は解体し、土地を近隣の入江病院院長に賃貸しています。

社会福祉法人の保育園にまた貸しする契約です。

(7) 事業連合の状況に関する事項

1) 事業連合の概要

区分	関連法人等												
連合会名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3-30-22												
代表者名	理事長 椿 弘次												
設 立	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合員に関する知識の向上を図るために必要な教育をを行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 3,176,810 千円 総口数 317,681 口												
当組合の出資額及び口数	25,100 千円 2,510 口												
決算月日	2019年2月28日												
主な出資生協	<table border="0"> <tr> <td>東京大学消費生活協同組合</td> <td>187,180千円</td> </tr> <tr> <td>早稲田大学生生活協同組合</td> <td>144,230千円</td> </tr> <tr> <td>京都大学生生活協同組合</td> <td>119,820千円</td> </tr> <tr> <td>立命館生活協同組合</td> <td>119,340千円</td> </tr> <tr> <td>慶應義塾生活協同組合</td> <td>113,710千円</td> </tr> <tr> <td>その他186大学生生活協同組合</td> <td>2,274,900千円</td> </tr> </table>	東京大学消費生活協同組合	187,180千円	早稲田大学生生活協同組合	144,230千円	京都大学生生活協同組合	119,820千円	立命館生活協同組合	119,340千円	慶應義塾生活協同組合	113,710千円	その他186大学生生活協同組合	2,274,900千円
東京大学消費生活協同組合	187,180千円												
早稲田大学生生活協同組合	144,230千円												
京都大学生生活協同組合	119,820千円												
立命館生活協同組合	119,340千円												
慶應義塾生活協同組合	113,710千円												
その他186大学生生活協同組合	2,274,900千円												
当組合の関係役員													

(注) 出資金及び総口数ならびに出資生協は、2019年2月28日現在です。

2) 事業連合の決算概況

連合会名：生活協同組合連合会大学生協事業連合

資産・負債・純資産の状況

単位：(千)円

科目\決算期		2019年2月28日
資産の部	流動資産	38,541,547
	固定資産	8,863,939
	資産合計	47,405,486
負債の部	流動負債	38,194,873
	固定負債	3,666,310
	負債合計	41,861,183
資本の部	出資金	2,959,180
	剰余金	2,585,122
	純資産合計	5,544,302
負債及び純資産合計		47,405,485

損益の状況

自 2018年3月1日 至 2019年2月28日

単位：(千)円

科目	金額
供給高	71,030,469
供給剰余	262,790
事業剰余	▲ 396,511
経常剰余	▲ 310,444
当期剰余金	101,372
当期末処分剰余	562,566

3) 事業連合との取引等の状況

単位：(千)円

取引の内容	物販およびサービス商品等の仕入
取引高	1,738,286,687
総仕入高対取引高率 (%)	78.6%

(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2019年2月の理事会で「内部統制に関する基本方針」を議決しました。

1. 理事および職員の職務執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
2. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理を適正に行います。
3. 理事および職員の職務執行が効率的に行われるようにします。
4. 損失の危険の管理を行います。
5. 財務報告を適正に作成します。
6. 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します。

3 その他組合の状況に関する重要な事項

なし

II 2018 年度事業報告書の附属明細書

1 役員報酬等の状況

(1) 役員報酬明細 単位：(千) 円

区 分	定款上の 定員(人)	支払人員 (人)	報 酬 等 支 払 額	摘 要
理 事	25	25	14,177,963	
監 事	5	5	178,500	
合 計				

(2) 役員退職金明細 単位：(千) 円

区 分	定款上の 定員(人)	報 酬 等 支 払 額
理 事	25	該当なし
監 事	5	該当なし
合 計	30	

2 役員その他の法人等における兼業の状況

区 分	常勤・非常 勤の別	代表権の 有 無	氏 名	兼 務 先 名	兼務先での役職名
理 事	該当なし				
監 事	該当なし				

3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細 単位：(千) 円

役職名・氏名	取引の内容および金額				摘 要
	取引の内容	取 引 金 額			
		当期取引額	前期末残高	当期末残高	
	該当なし				
合 計					

4 事業連合に関する事項

事業連合に対する債権・債務明細表

①債権明細表 単位：(千) 円

区 分	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	0	0	
事業連合未収金	1,366	1,403	37
合 計	1,366	1,403	37

② 債務明細表 単位：(千) 円

区 分	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買掛金(事業連合)	186,460	186,664	204
短期借入金			
事業連合未払金	3,030	4,668	1,638
合 計	189,490	191,332	1,842

5 その他の事業報告書の内容を補足する重要な事項

Ⅲ 決算関係書類

1 貸借対照表

貸借対照表

(単位:円)
2019年2月28日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 352,862,118 】	【流動負債】	【 712,820,555 】
現金及び預金	40,982,556	支払手形	
金銭信託		買掛金	292,753,117
受取手形		短期借入金	110,000,000
供給未収金	162,567,312	1年以内長期借入金	
商品及び原材料	129,969,508	短期リース債務	
貯蔵品	211,379	未払金	79,556,720
前渡金		未払法人税等	1,192,500
立替金	650,813	未払消費税等	459,422
前払費用	2,407,157	未払費用	
短期貸付金		前受金	193,671,932
未収金	15,380,059	預り金	25,171,999
仮払金	2,493,334	賞与引当金	10,014,865
貸倒引当金	△ 1,800,000	【固定負債】	【 97,915,286 】
【固定資産】	【 502,141,966 】	長期借入金	
(有形固定資産)	(218,827,813)	退職給付引当金	94,555,286
建物及び附属設備	89,110,481	役員退職給与引当金	
建物及設備償却累計額	△ 31,205,732	預り保証金	3,360,000
構築物	500,000	長期未払金	
構築物償却累計額	△ 124,155		
機器装置			
機械装置償却累計額			
車輛運搬具	2,035,076		
車輛運搬具償却累計額	△ 1,438,585		
器具備品	284,587,091		
器具備品償却累計額	△ 173,636,363		
リース資産(有形)	0	負債の部合計	810,735,841
リース資産償却累計額	0	純 資 産 の 部	
土地	49,000,000	【組合員資本】	【 44,268,243 】
建設仮勘定		出資金	493,717,800
(無形固定資産)	(2,976,827)	【剰余金】	【 △ 449,449,557 】
ソフトウェア	848,400	法定準備金	
リース資産(無形)	0	任意積立金	
電話加入権	2,128,427	当期末処分剰余金	△ 449,449,557
その他無形行程資産		(うち当期剰余金)	△ 32,680,254
(その他固定資産)	(280,337,326)		
関係団体出資金	54,221,000		
長期貸付金	200,000		
長期前払費用	200,708,326		
差入保証金	25,208,000		
その他固定資産			
		純資産の部合計	44,268,243
資産の部合計	855,004,084	負債及び純資産の部合計	855,004,084

2 損益計算書

損 益 計 算 書
自 2018年3月1日 至 2019年2月28日

(単位:円)

科 目	金 額	
供給事業		
供給高	2,902,308,179	
供給値引	<u>34,672,034</u>	2,867,636,145
供給原価		
期首商品棚卸高	159,119,651	
仕入	<u>2,212,919,562</u>	
合計	2,372,039,213	
期末商品棚卸高	<u>129,969,508</u>	2,242,069,705
供給剰余金		<u>625,566,440</u>
その他の事業収入		
教育文化事業収入	0	
共済受託手数料収入	14,714,282	
供給事業手数料収入	0	
不動産賃貸収入	0	
その他手数料収入	<u>59,276,173</u>	
その他事業収入計		73,990,455
事業総剰余金		<u>699,556,895</u>
事業経費		
人件費	519,931,514	
物件費	<u>210,238,411</u>	730,169,925
事業剰余金		<u>▲ 30,613,030</u>
事業外収益		
受取利息	16,856	
受取配当金	106,200	
雑収入	<u>11,457,932</u>	11,580,988
事業外費用		
支払利息	182,953	
雑損失	<u>2,489,628</u>	2,672,581
経常剰余金		<u>▲ 21,704,623</u>
特別利益		<u>6,472,800</u>
特別損失		<u>16,255,931</u>
税引前当期剰余金		▲ 31,487,754
法人税等		<u>1,192,500</u>
当期剰余金		▲ 32,680,254
当期首繰越剰余金		▲ 416,769,303
当期未処分剰余金		<u>▲ 449,449,557</u>

3 損失処理案

2018 年度 損失処理案

(単位:円)

科 目	金 額	
I 当期末処理損失金		円 449,449,557
II 損失金処理額		
1 任意積立金取崩額	0	
2 法定準備金取崩額	0	0
III 次期繰越損失金		449,449,557

令和元年5月25日
九州大学生協同組合
理事長 矢原 徹一

4 注記事項

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法
書籍・購買（自主講座・就活分類を除く） 売価還元法による原価法
食堂（食材）、自主講座・就活分類 最終仕入原価法による原価法（ 〃 ）

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

- ① 有形固定資産 定率法（もしくは 定額法）
（リース資産を除く） ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	20年～39年
建物附属設備	3年～15年
器具備品	3年～15年

- ② 無形固定資産 定額法。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法。
- ④ 長期前払費用 定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

大学寄贈施設	15年	（特別損失計上）
複数年度使用する備品	12年	（使用する店舗の費用計上）
上記のうち消耗品度が高いもの	6年	（使用する店舗の費用計上）

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額の当期負担額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金 退職給付会計に関する注記に記載しています。
- ④ 役員退職引当金 役員の退職金の支給に備えるため、役員退職金規定による期末要支給額相当額を計上するものです。現在赤字の経営責任のため引き当てていません。

(4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

- ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更

投資的な費用のうち、資産に当たらないもので長期に使用するものについて前払費用に計上しました。

長期に使用するものは12年、比較的短期で消耗するもの（食器等）は6年としました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。

土地 期末簿価3400万円 建物46万1千円（倉庫）

根抵当権 西日本シティ銀行当座勘定貸越契約（限度額1億5千万円）

年度末債務 1億1千万円

(2) 役員に対する金銭債権または金銭債務は以下のとおりです。

特にありません。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 事業外損益の内訳は以下のとおりです。

箱崎の土地の賃貸料及び電子マネーの違算を収入計上しました。

費用としては、九州大学への寄付で175万円計上しています。2017年度以前に出資金整理益とした

うち、2018年度に出資金返還を行った721,000円を雑損失処理しています。

(2) 特別損益の内訳は以下のとおりです。

① 特別利益に、組合員出資金整理益を計上しています。6,472,800円でした。

うち、662,600円は1994年以降に加入し全学共通ICカードに当登録（在籍）されていない教職員分です。

② 特別損失の2,255千円は箱崎の器具備品等の廃棄のための固定資産除去損です。

亭亭舎・皎皎舎の大学寄付分の償却を1400万円計上しました。

(3) 法人税等には、法人税、住民税および事業税が含まれています。

5. 欠損金処理案に関する注記

特に、ありません。

6. 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付債務の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により、費用処理することとしていました。2017年度で終了しています。

(2) 採用する退職給付制度

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

(3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容

①退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	94,555,286円
目的取り崩し額	4,963,407円

②退職給付費用の内訳

当期発生費用処理額	8,739,347円
当期積立額	6,254,299円

※当期発生費用処理額には当期積立額を含みます。移転による企業都合対応の特別支給がありました。

③会計基準変更時差異の処理年数 15年間で定額法により処理し2017年度で終了しました。

7. 税効果会計に関する注記

税効果会計は適用しますが、一時差異の金額に重要性がないため中小企業会計指針により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

基本的にリース資産はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

種 類	法人等の 名称	資本金又 は出資金	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
	なし							

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(2) 組合

(単位：千円)

種 類	法人等の 名称	出資金額	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
関連法人	大学生協事 業連合		直接0.52%	仕入先 役員兼任 0人	商品仕入	1,738,286	買掛金	186,664
					業務委託	56,000	未払金	4,668

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(3) 役員およびその近親者

該当する事項はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

11. その他の注記

該当する事項はありません。

IV 2018年度決算関係書類の附属明細書

1 資本及び借入金状況

(1) 組合員資本の明細

単位：(千)円

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
組 合 員 出 資 金	487,500	75,162	69,943	493,718	
法 定 準 備 金	0	0	0	0	
任 意 積 立 金	0	0	0	0	
当 期 末 損 出 金	416,769	0	32,681	449,450	
合 計	70,731	75,162	37,262	44,268	

(2) 借入金の明細

1) 長期借入金等の増減

単位：(千)円

借 入 先	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
な し					
合 計					

2) 短期借入金等の増減

①短期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
西 日 本 シ テ ィ 銀 行	40,000	490,000	420,000	110,000	
合 計	40,000	490,000	420,000	110,000	

②1年以内返済予定長期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
な し					
合 計					

2 固定資産の明細

単位：(千)円

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減損損失累計額	減価償却累計額	備考
有形固定資産	建物及び附属設備	32,633	29,051	992	2,788	57,904		31,205	
	構築物	600		166	57	375		124	
	機械装置								
	車輛運搬具	628	434	164	301	596		1,438	
	器具備品	39,891	82,160	931	10,170	110,950		173,636	
	リース資産								
	土地	49,000				49,000			
	建物仮勘定	1,188		1,188					
	計	123,941	111,646	3,443	13,317	218,827		206,404	
無形固定資産	借地権								
	ソフトウェア	1,131			282	848			
	リース資産								
	電話加入権	2,128				2,128			
	その他無形固定資産								
	計	3,259			282	2,976			
	合計	127,201	111,646	3,443	13,599	221,804			

(注) 主な増減の内容は以下の通りです。

当期増加額

器具備品 厨房備品3店舗分 7056万円
ビッグスカイ・アグリダイニング・L-Café

器具備品・建物付属設備

Q-ショップ 420万円
販売系3店舗冷蔵・冷凍ショーケース 1800万円
販売系3店舗設置工事 3000万円

3 関係団体出資金の明細

単位：(千)円

出 資 先		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
関係団体 出 資 金	全国大学生協連合会	17,476	0	0	17,476	
	全国大学生協共済連	7,700	0	0	7,700	
	大学生協事業連合	25,100	0	0	25,100	
	福岡県生協連合会	100	0	0	100	
	九州労働金庫	345	0	0	345	
	PFI九大馬出総合研究棟(株)	1,000	0	0	1,000	
	小 計	51,721	0	0	51,721	
子会社 等株式	(株)コープ・リビィンク九州	2,500	0	0	2,500	
	小 計	2,500	0	0	2,500	
合 計		54,221	0	0	54,221	

4 引当金の明細

単位：(千)円

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
貸倒引当金	1,740	60		1,800	洗い替え
賞与引当金	11,011	10,015	11,011	10,015	目的使用
退職給付引当金	93,264	6,254	4,963	94,555	目的使用
合 計	106,015	16,329	15,974	106,370	

5 事業経費の明細

人件費及び物件費

自 2018年3月1日

至 2019年2月28日

科 目		金 額	
			円
1	人 件 費	(519,931,514)	
	役 員 報 酬	14,356,463	
	職 員 給 与	131,366,718	
	定 時 職 員 給 与	315,341,972	
	退 職 給 付 費 用	8,739,347	
	法 定 福 利 費	43,005,076	
	厚 生 費	7,121,938	
2	物 件 費	(210,238,411)	
	教 育 文 化 費	1,930,271	
	広 報 費	7,985,309	
	消 耗 品 費	20,871,160	
	物 流 費	0	
	車 輛 運 搬 費	6,018,588	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	60,000	
	施 設 維 持 管 理 費	6,982,345	
	減 価 償 却 費	13,599,962	
	賃 借 料	4,107,524	
	水 道 光 熱 費	38,166,764	
	保 険 料	656,070	
	委 託 料	30,611,335	
	研 修 採 用 費	850,694	
	調 査 研 究 費	502,936	
	会 議 費	170,170	
	諸 会 費	9,537,590	
	渉 外 費	0	
	租 税 公 課	2,413,811	
	通 信 交 通 費	7,196,302	
	雑 費	2,577,572	
	事 業 連 合 委 託 費	56,000,008	
	事業経費合計	(730,169,925)	

6 キャッシュ・フロー計算書

(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

単位：(千)円

I. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金	▲ 31,587
減価償却費	27,600
固定資産除却損	2,255
貸倒引当金の増加額	60
賞与引当金の減少額	▲ 996
退職給付引当金の増加額	1,290
受取利息	▲ 123
支払利息	182
供給債権の増加額	▲ 16,844
棚卸資産の減少額	29,261
仕入債務の増加額	20,062
立替金の増加額	▲ 372
前払費用の減少額	1,651
未収金の減少額	3,334
未払消費税等の減少額	▲ 7,475
仮払金の増加額	▲ 2,321
未払金の減少額	9,343
前受金の増加額	23,554
預り金の増加額	3,011
その他	▲ 12,464
小計	49,425
利息及び配当金の受取額	123
利息の支払額	▲ 182
法人税等の支払額	▲ 1,480
事業活動によるキャッシュ・フロー	47,885
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 118,595
貸付金の回収による収入	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 118,495
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増加による収入	70,000
組合員出資金の増加による収入	12,691
財務活動によるキャッシュ・フロー	82,691
IV. 現金及び現金同等物の増加額	12,080
V. 現金及び現金同等物の期首残高	28,901
VI. 現金及び現金同等物の期末残高	40,982

(注) 現金及び現金同等物の範囲

単位：(千)円

項 目	期 首	期 末
現金及び預金	28,901	40,982
預入期間が3か月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	28,901	40,982

7 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
現金預金	現 金	12,817	9,749	-3,068
	当座預金	654	11,145	10,491
	普通預金	15,430	20,089	4,659
	定期預金	0	0	
	小 計	28,901	40,983	12,082
長期預金	該当なし			
	小 計	0	0	0
合 計		28,901	40,983	12,082

② 供給未収金の明細

イ. 内訳

単位：(千)円

相 手 先	金 額
九州大学 (公費)	145,690
組合員売掛 (未入金)	9,345
クレジット等未収金	9,109
合 計	162,567

ロ. 回収状況

単位：(千)円

期 首 残 高	当 期 発生高	当 期 回収高	期 末 残 高	回 収 率
145,723	1,640,569	1,623,725	162,567	90.9%

③ 有価証券の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額	備 考
有価証券					該当なし
	小 計				
長期保有 有価証券					該当なし
	小 計				
長期差入 有価証券					該当なし
合 計					

④ 商品および貯蔵品の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	金額
商 品	一般商品 (物品)	53,907
	書籍	61,340
	食材	10,370
	その他	4,353
	合 計	129,970
貯 蔵 品	包材	211
合 計		130,181

⑤ 貸付金の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
短期貸付金	該当なし	0	0	0
	小計	0	0	0
長期貸付金	PFI九大馬出総合研究棟(株)	300	200	-100
	小計	300	200	-100

⑥ 立替金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
自販機電気設備工事	361
C L K (室内清掃他) 立替	284
その他	6
合 計	651

⑦ 未収金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
理農購買商品代	6,813
不動産手数料	4,344
九州大学委託業務収入	1,745
トレイ広告等	680
大学生協事業連合 (手数料等)	620
その他	1,178
合 計	15,380

⑧ その他の流動資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
前渡金	0	0	0
立替金	278	651	373
前払費用	4,059	2,407	-1,652
未収金	18,455	15,380	-3,075
仮払金	172	2,493	2,321

⑨ その他の出資金の明細 単位：(千) 円

出 資 先	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

⑩ 長期前払費用の明細 単位：(千) 円

内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
業務車両リサイクル料	67	81	14
大学への寄付等の建物	175,058	161,006	-14,052
新店舗複数年度使用	0	35,756	35,756
箱崎倉庫解体等費用 (長期収益)	0	3,508	3,508
消費税前払	484	357	-127

200,708

⑪ 差し入れ保証金

内 訳	金額
法務局 (宅建業)	20,000
法務局 (旅行業)	3,000
全国大学生生活協同組合連合会 (航空端末保証金)	2,000
箱崎不動産 (単身赴任者敷金)	208
合計	25,208

⑫ その他の固定資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
電信電話施設利用権	2,128	2,128	0
長期未収金	1,131	848	-283
長期前払費用	175,609	200,708	25,099
長期貸付金	300	200	-100

⑬ 繰延資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

(2) 主要な負債の内容

① 支払手形の明細

イ. 相手先別内訳 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

ロ. 期日別内訳 単位：(千)円

期日別内訳	金額
なし	
合計	

② 買掛金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	186,664
(株)西村書店	11,565
福岡市交通事業振興会	11,208
VISAカードコンビニ	6,580
その他	76,736
合計	292,753

③ 未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	4,668
日本調理機	23,252
昭和自動車IC利用料分	9,313
定時職員給与(2月分3月支給)	22,835
水光費(九州大学2月代金)	4,485
新契約自販機(大学への未払い分)	3,377
正規職員残業代(2月分3月支払)	2,253
社会保険料(2月分3月支払)	3,010
その他	6,364
合計	79,557

④ 未払金法人税等の明細 単位：(千)円

相手先	金額
法人税	
住民税	1,193
事業税	
合計	1,193

⑤ 未払費用の明細 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

⑥ 前受金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
ミールプリペイド前受金	160,275
プリペイド	27,008
サービス予約金	6,389
合計	193,672

⑦ 預り金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
協奏館 (コインタドリ)	3,759
車両入構預り	3,358
不動産預り	4,588
入学・卒業アルバム	4,357
臨床心理センター料金預り	951
所得税・住民税預り	1,205
学生総合共済預り	1,327
学研災預り	1,460
その他	4,152
合計	25,157

⑧ 預り保証金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
入江医院 (箱崎土地敷金)	3,360
合計	

⑨ 長期未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

(3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

① 比較貸借対照表

2019年2月28日 現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2017年度	2018年度	科 目	2017年度	2018年度
	千円	千円		千円	千円
【流動資産】	【 355,291 】	【 352,862 】	【流動負債】	【 573,837 】	【 712,821 】
現金及び預金	28,902	40,983	支払手形		
金銭信託			買掛金	272,690	292,753
受取手形			短期借入金	40,000	110,000
供給未収金	145,723	162,567	1年以内長期借入金	0	0
商品及び原材料	159,120	129,970	短期リース債務	0	0
貯蔵品	323	211	未払金	48,683	79,557
前渡金	0		未払法人税等	1,481	1,193
立替金	278	651	未払消費税等	7,927	459
前払費用	4,059	2,407	未払費用	0	0
短期貸付金			前受金	170,117	193,672
未収金	18,455	15,380	預り金	21,928	25,172
仮払金	172	2,493	賞与引当金	11,011	10,015
貸倒引当金	△ 1,740	△ 1,800	【固定負債】	【 93,264 】	【 97,915 】
【固定資産】	【 382,540 】	【 502,142 】	長期借入金		
(有形固定資産)	(123,942)	218,828)	退職給付引当金	93,264	94,555
建物及び附属設備	85,678	89,110	役員退職給与引当金		
建物及設備償却累計額	△ 53,044	△ 31,206	預り保証金		3,360
構築物	2,715	500	長期未払金		
構築物償却累計額	△ 2,115	△ 124			
機器装置	0				
機械装置償却累計額	0				
車輛運搬具	2,410	2,035			
車輛運搬具償却累計額	△ 1,781	△ 1,439			
器具備品	354,626	284,587			
器具備品償却累計額	△ 314,735	△ 173,636			
リース資産(有形)			負債の部合計	667,101	810,736
リース資産償却累計額			純資産の部		
土地	49,000	49,000	【組合員資本】	【 70,730 】	44,268
建設仮勘定	1,188	0	出資金	487,500	493,718
(無形固定資産)	(3,260)	2,977)	【剰余金】	【 △ 416,769 】	△ 449,450
ソフトウェア	1,131	848	法定準備金		
リース資産(無形)			任意積立金		
電話加入権	2,128	2,128	当期末処分剰余金	△ 416,769	△ 449,450
その他無形行程資産			(うち当期剰余金)	△ 27,325	△ 32,680
(その他固定資産)	(255,338)	280,337)			
関係団体出資金	54,221	54,221			
長期貸付金	300	200			
長期前払費用	175,609	200,708			
差入保証金	25,208	25,208			
その他固定資産					
			純資産の部合計	70,730	44,268
資産の部合計	737,831	855,004	負債及び純資産の部合計	737,831	855,004

② 比較損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	2017年度 実績	2018年度 予算	2018年度 実績	対前年 増減額	対予算 差異額
供給高引	2,835,558	2,871,002	2,902,308	66,750	31,306
供給値引	38,020	37,521	34,672	▲ 3,348	▲ 2,849
純供給高引	2,797,538	2,833,481	2,867,636	70,098	34,155
供給原価	2,173,917	2,240,520	2,276,742	102,825	36,222
供給総剰余金	623,621	630,482	625,566	1,945	▲ 4,916
共済受託手数料収入	14,789	14,804	14,714	▲ 75	▲ 90
その他手数料収入	64,673	64,784	59,276	▲ 5,397	▲ 5,508
その他事業収入計	79,462	79,588	73,990	▲ 5,472	▲ 5,598
事業総剰余	703,083	710,070	699,557	▲ 3,526	▲ 10,513
役員報酬	14,554	14,668	14,356	▲ 198	▲ 312
職員給与	128,790	127,633	131,367	2,577	3,734
定時職員給与	297,650	290,043	315,342	17,692	25,299
退職給付費用	16,983	8,800	8,739	▲ 8,244	▲ 61
法定福利費	42,461	42,516	43,005	544	489
厚生費	6,426	6,850	7,122	696	272
役員退職引当金繰入	0	0	0	0	0
人件費合計	506,864	490,510	519,932	13,068	29,422
教育文化費	2,869	2,990	1,930	▲ 939	▲ 1,060
広報費	9,138	7,849	7,985	▲ 1,153	136
消耗品費	17,180	17,562	20,871	3,691	3,309
車輻運搬費	8,059	7,793	6,019	▲ 2,040	▲ 1,774
貸倒引当金繰入	20	0	60	40	60
施設維持管理費	7,650	7,492	6,982	▲ 668	▲ 510
減価償却費	23,719	26,640	13,600	▲ 10,119	▲ 13,040
賃借料	4,231	4,244	4,108	▲ 123	▲ 136
水道光熱費	39,719	38,159	38,167	▲ 1,552	8
保険料	660	660	656	▲ 4	▲ 4
委託料	28,689	27,761	30,611	1,922	2,850
研修採用費	364	407	851	487	444
調査研究費	441	167	503	62	336
会議費	128	224	170	42	▲ 54
諸会費	9,463	9,491	9,538	75	47
渉外費	0	0	0	0	0
租税公課	2,477	1,865	2,414	▲ 63	549
通信交通費	6,266	6,496	7,196	930	700
雑費	2,748	2,533	2,578	▲ 170	45
事業連合委託費	56,030	57,020	56,000	▲ 30	▲ 1,020
物件費合計	219,849	219,353	210,238	▲ 9,611	▲ 9,115
事業経費合計	726,714	709,863	730,170	3,456	20,307
事業剰余金	▲ 23,631	207	▲ 30,613	▲ 6,982	▲ 30,820
受取利息	23		17	▲ 6	17
受取配当金	206		106	▲ 100	106
雑収入	5,795	14,000	11,458	5,663	▲ 2,542
事業外収益	6,024	14,000	11,581	5,557	▲ 2,419
支払利息	48		183	135	183
雑損	3,318	5,000	2,490	▲ 828	▲ 2,510
事業外費用	3,366	5,000	2,673	▲ 693	▲ 2,327
経常剰余金	▲ 20,972	9,207	▲ 21,705	▲ 733	▲ 30,912
特別利益計	9,129	15,000	6,473	▲ 2,656	▲ 8,527
特別損失計	14,001	14,000	16,256	2,255	2,256
税引前当期剰余金	▲ 25,844	10,207	▲ 31,488	▲ 5,644	▲ 41,695
法人税等	1,481	1,480	1,193	▲ 288	▲ 287
過年度法人税等				0	0
当期剰余金	▲ 27,325	8,727	▲ 32,682	▲ 5,357	▲ 41,409
当期首繰越剰余金	▲ 389,445	▲ 416,769	▲ 416,769	▲ 27,324	0
当期未処分剰余金	▲ 416,769	▲ 408,042	▲ 449,450	▲ 32,681	▲ 41,408

監査報告



2019年5月7日

九州大学生協同組合
理事長 矢原 徹一 殿

監査報告書

監事 折田 悦郎

監事 藤原 学

監事 師富 洋

監事 吉瀬 流星

監事 瀬政 康平

九州大学生協同組合定款35条及び監事監査規則に基づき2018年度の業務の執行並びに決算書及び諸証憑書類の監査を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1. 監査実施日 第1回監事会（中間監査） 2019年 4月23日
第2回監事会（決算監査） 2019年 4月25日
第3回監事会（監査所見作成） 2019年 5月 7日
2. 監査場所 九州大学生協同組合 ビッグさんど
3. 監査対象期間 2018年3月1日より2019年2月28日
4. 監査方法 業務の施行状況について報告を求め、決算書類（貸借対照表、損益計算書及び付属明細表）及び諸証憑類の照合点検等を実施した。なお、決算書類の監査にあたっては、大企業等の公認会計士監査に準じる鬼塚公認会計士の監査方法及び結果の報告を受け、参考とした。
5. 監査の結果
 - (1) 業務の執行状況について
当生協の理事は、法令、定款、規約並びに総代会で決定された事業計画に従い、その職務を遂行しているものと認める。
 - (2) 決算書類について
貸借対照表・損益計算書・欠損金処理（案）はいずれも適正に表示され、法令及び定款に適合しているものと認める。

6. 監査所見

- (1) 2018年度は、伊都キャンパスへの移転が終了した。生協にとっては、今後の運営基盤となる、新店舗を7店舗開店し、2019年度からの工学部生活支援施設（ビッグどら）の運営事業者にも選定されたことを始め、画期の年となった。また、大橋キャンパスの2施設、箱崎キャンパスの5施設と、本部の閉店・閉鎖を行い、大学に返還した。次に利用人数等については、6月から9月までは、移転の進行に伴う利用人数の減少があったが、10月以降は、新店舗開店の効果もあり、通年で利用人数は20,251人（回）の増加があり、総計327万人（回）の利用となった。新学期のパソコン販売や公費の利用が大幅に増加し、総供給高は前年を6,675万円上回った。
- (2) 毎年実施している学生生活実態調査に基づき、事業を見直している。大学から要望のあった九大グッズも開発された。九大生協は移転が進む伊都キャンパスでの学生・教職員の生活、活動の基盤として活用されることが期待される。本生協役職員の努力を評価する。
- (3) 10年目となった九州大学発の技術による全学共通ICカード（学生証・教職員証）での組合員機能の利用者は18,000人を、ミールプリペイド方式の利用者は7,000人を超えた。レジ通過スピードのアップ、ポイント制度やミールプリペイドのプレミアなど、組合員の利便性や経済的な還元が実現している。伊都キャンパス内では、生協以外の複数の食堂施設でも利用が可能になっている。今後はバスでの利用ができなくなるが、さらなる組合員への新サービスとして発展させてもらいたい。
- (4) 会計及びシステムの活用を含めた事業の運用面では、商品ロスの削減などでの改善が見られた。しかし、現場における商品管理面には、まだ多くの課題がある。安定した経営基盤の確立のために、いっそうの管理面での強化が求められる。公認会計士の所見も踏まえた内部統制や管理の徹底を望む。
- (5) 昨年度末に終了したPFIに関連する病院キャンパスと工学系キャンパスの生活支援施設の公募には、九大生協が新たな運営事業者に選定された。今後は文系地区の書店の公募が見込まれるが、同地区の書店事業を確実に獲得すると同時に、九大生協本体の基礎固めをしっかり行うべきである。大学との密接な関係をとりながら、今後の活動を行ってほしい。
- (6) 移転事業が段階的に行われたので、箱崎キャンパスでは利用人口が激減するなかでも8月上旬までの営業を継続、箱崎キャンパスでの閉店業務や伊都キャンパスでの開店準備に追われ、これが経営的には大きな負担となった。新店舗運営においても特に早朝や夕方的人员確保に苦勞し、正規・非正規職員ともに人件費の増加があった。事業収入については、公務員講座や不動産事業の減少等、大幅な収入減となっている。食堂の価格改定の実施が当初予定より遅れたことや、最低賃金の連続する上昇もその大きな理由である。そのため減価償却の見直し等を行ったが、病院地区PFI施設への投資、あい次ぐ新施設や店舗の改装、また2015年度の大学への建物寄付を含めた3億円近い投資などで、累積の欠損額は4億円を超えている。大学への寄付や店舗投資は評価できるが、大学生協としてのサービスの充実と経営効率化のためにも、累積赤字の解消に努力すべきである。また、今後の生協役職員体制の整備にも早急に取り組んでもらいたい。

以上

第2号議案

2019年度事業計画・予算(案)承認の件

【1】2019年度事業計画

1. 2019年度の事業環境

- ① 2018年は、物価上昇基調でした。家計の個人消費は低迷し、GDPの成長にも関わらず、消費者に景気の実感が伝わらない状態が続いています。国際的な政治の不安定化もあり、経済の先行きの不透明感は相変わらず続いています。消費者物価は、生鮮食品やエネルギーにとどまらず、値上がり傾向が出てきています。日銀の企業物価指数でみると、2018年度は前年比で+2.2%(2017年度は+2.7%)、輸出・輸入とも前年度比で上がっています。物流王手の値上げなどもあり、企業の価格維持努力は限界にきているように見えます。

2019年の春闘の状況をみると、前年までの上げ基調から抑制も垣間見られます。勤労者に経済的な恩恵があるように見えますが、世帯収入で見ると厳しいものがあり、少子化による人口減少・地域格差など、尚、大きなハードルが見受けられます。また、政府方針のデフレ脱却に反して、ドラッグストアの伸長などもあり、結果としての低価格品の利用構造は続くものと思われま

- す。
- ② 学生生活実態調査の結果を見ると、九大生の学生の収入は、低下傾向が止まったようです。長期間下落が続いたことから、基本的な厳しさは継続しています。食事代は下げ止まった感があります。昼食時間帯の食事摂取の中でも、自炊や弁当持参が増加しているように見えます。学生生活実態調査の昼食代の分布で見ると、350～400円未満が一番多いが、400円から450円未満が前年に比較し、7%増加しています。生協食堂利用単価は増加していますが、10%引きの水曜日に利用点数や割引前の単価が増加するなど、組合員の生活の厳しさは継続していると考えられます。

学調による奨学金の受給率は38.2%(前年40.5%)で、有額平均は56,330円となっています。高い依存度ですが、少し依存割合が減少しています。

- ③ 2019年度の事業環境も2018年度の傾向が継続し、大手小売り業の結果としての低価格路線と組合員の生活の厳しさから、組合員の生活支援の視点含め、生協としての価格への対応が求められます。一方食材の値上がりに加え、最低賃金の大幅上昇にともなう、定時職員時給が大幅にアップしています。全国的な大学内食堂(他の大学生協や九大内食堂含め)の値上げ(その後消費増税で税込み価格値上げ)時期に価格維持を決めた2009年頃と比較し、福岡市の最低時給は680円から814円に生協の募集時給も720円から825円に上昇しています。
- ④ 生協の利用回数は、全体として増加を継続しています。2018年度も2万251回の利用増となっています。改善すべき課題は多いものの、九大生協が中期的に実施してきた施策が評価されていると思われま

す。組合員一人当たり年間利用回数では150回前後で、混雑緩和を含めた更なる利用増加施策が求められます。2019年度は、移転による新施設に加え、4月からのビッ

グどらの営業もあることから、大幅な利用人数増が期待されます。

- ⑤ ビッグどらの食堂及び店舗は、運営事業者としての選定が1月末となったため、2019年度予算に数字的な反映をおこなっていません。

店舗は、5月には旅行業を開業し、提案している事業の全面営業に切り替える予定です。

食堂は、慢性的な人手不足を解消していくことが大きな課題です。

営業の中断を避けるため、一部の手直しのみで営業を開始しています。夏に大きな改良工事を計画し、ハラル専用の厨房も設置する計画です。現在、給排気の状態を調査し、可能な改良プランを作成中です

- ⑥ 伊都地区での当面の文系専門書の取扱い

今後も1年近く文系地区に書籍店がない状況が続くことが想定されます。

皎皎舎店で文系の専門書の取扱いを行います。教科書はイースト1号館店で取扱いします。

2. 2019年度は、運営事業者として選定された新店舗(ビッグどら含め)を軌道に乗せることが大きな課題です。加えて、中期的な課題として、大きな最終剰余を確保できる経営体として経営再建ができる経営体質をつくることが課題となります。

- ① 黒字を継続できる経営体質を作っていくためにも、改善する一部を原資とし組合員の利用結集を強化することを基本課題とします。このことは、生協の生活支援機能の強化でもあります。

1) 利用者の声に基づく事業の強化

2) ポイント還元の利用拡大

還元額は前年の特殊事情を勘案すると557万円からは減少する見込みです

3) ミールプリペイドの普及の拡大(5万を使い切ることが前提ですが、対象としている食事・パン米飯・食品・飲料は利用した価格の5%以上の割引となります。ポイント分を含めると6%程度の割引です)

4) 組合員対象の割引企画

通常期の毎水曜日の食事10%割引、毎金曜日のタイムサービス食品10%割引の継続、書籍の特別割引企画の充実、まとめ買い企画の提案など

5) 全学共通カードの生協プリペイド機能の利用場面の拡大

6) 食事価格は、消費増税にどう対応するかが課題です。

- ② また、現在の通常期の1日の利用平均利用人数は、15000人前後にとどまっており、組合員が1日に平均1回利用する状況には至っていません。混雑緩和や魅力有る店舗づくりの強化により、引き続き利用人数の増加をめざします。

- ③ 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を供給剰余高で除した比率)を目標とします。

中期目標 合計 60% 販売40% 食堂55% (複合50%)

2019年度目標 合計 69.4% 販売45% 食堂60% (複合55%)

2018年度実績 合計 74.3%

3. 事業改善の重点

- ① 昼食時の混雑緩和

- ② 教科書の採用活動の強化

カリキュラムに基づく教員への受注活動をやりきる。

採用教科書(生協取扱)の一覧表を作成し、入荷案内の強化を行う。

③ 販売系共通

利用に合わせた品揃の改善(文具・情報機器消耗品・日用品)をする。

学事や学部日でのキャンパス人口の変化に合わせた適切な仕入(パン弁当・飲料)を行う。

日生協商品の取扱の拡大により安全安心に加え、価格メリットを拡大する。

④ 食堂系共通

適温提供・均一な味など品質管理の強化

昼食時のスピード出食

⑤ 学生の行動場面に即した旅行商品・自動車教習所などの提案

【2】2019年度予算案

ビッグどらの運営事業者選定が1月末のため、数値計画には反映していません

1. 総供給高(書籍やミールプリペイド値引き分を加えた売上)は、2018年度対比で151万円プラスの29億0382万円を計画します。1-2月の伸長が大きかったため、数値上はあまり伸長しない計画となっています。
2. 供給値引きは減少で計画します。文系地区対象の書籍の後退を見込んでいます。ミールプリペイドのプレミア分は供給高を減算する処理をしています。
3. 供給剰余高は、食堂の供給伸長を計画するため、大幅なプラスを計画します。+2419万円。共済収入や前年並み、事業収入は不動産斡旋関係の減少で415万円マイナスを計画します。以上の3つの事業の基本収入は合計(供給利用総剰余高)では、2012万円の増加を計画しました。
4. 人件費は、合計で、前年対比で2132万円減少で計画しました。移転や閉店に伴う投下労働の減少の他、閉店による事業所都合の退職の特別な費用がなくなります。
正規職員は、退職等と残業減で626万円の減少を計画します。但し、ビッグどらの開業のため、1名増となります。年間で前年並みで計画しています。
定時職員給与は、移転・閉店等の臨時的投下労働減の他、利用計画に見合った投下労働を前提に、減少で計画しています。但し、ビッグどらの開業のため、計画を大幅に上回る見通しです。
退職給付会計は、前年の定時職員の制度変更もあり、減少を計画します。前年は箱崎の移転による定時職員の事業所都合扱いの退職者への割増退職金がありました。
定時職員の時給のベース改定を行います。
5. 物件費は、減価償却費の増加で316万円の増加を計画します。水光費の減少は、移転による食堂のガス種の変更(箱崎プロパン→伊都都市ガス)による減少や、相対的に電気単価の減少も見込んでいます。
6. 事業剰余高は766万円の黒字を、その他の事業外収支を加えた経常剰余高で1705万円の黒字をそれぞれ計画します。特別損出では、大学寄付分等の前払い費用の償却を計上します。税引き後の最終剰余は1035万円を計画します。

2019年度予算(案)

単位:千円

	2018年度予算	2018年度実績	2019年度予算	前年予算比	前年比	備考
供給高	2,871,002	2,902,308	2,903,821	32,819	1,513	旅行・公費を減少・新施設の通年化
供給値引き	37,521	34,672	32,412	-5,109	-2,260	文系地区の書籍の減少
純供給高	2,833,481	2,867,636	2,871,409	37,928	3,773	値引き後の供給高
供給剰余高	630,482	625,566	649,758	19,276	24,192	食堂のの構成比率のアップ
共済収入	14,804	14,714	14,800	-4	86	加入者数の微増を計画
事業収入	64,784	59,276	55,118	-9,666	-4,158	住まい斡旋手数料の減少
供給利用総剰余	710,070	699,556	719,676	9,606	20,120	
管理費及び販売費	709,863	730,170	712,008	2,145	-18,162	
人件費	490,510	519,932	498,605	8,095	-21,327	
役員報酬	14,668	14,356	14,400	-268	44	最高限度額は予算とする。
職員給与	127,633	131,367	125,101	-2,532	-6,266	構成の変化、残業の適正化
定時職員給与	290,043	315,342	303,940	13,897	-11,402	投下労働の適正化、昨年10月ベース改定
退職給付会計	8,800	8,739	5,800	-3,000	-2,939	退職給付会計に基づき計画
法定福利費	42,516	43,005	41,600	-916	-1,405	健康保険料・厚生年金等の事業主負担分
厚生費	6,850	7,122	7,764	914	642	正規職員の交通費移転により増加
物件費	219,353	210,238	213,403	-5,950	3,165	
教育文化費	2,990	1,930	2,024	-966	94	学生組織の組合員向け宣伝物・企画費用
広報費	7,849	7,985	8,334	485	349	業務用宣伝物の費用・ポイント還元含む(減少計画)
消耗品費	17,562	20,871	17,556	-6	-3,315	
車輛運搬費	7,793	6,019	5,990	-1,803	-29	
貸倒引当金繰入	0	60	0	0	-60	18年実績は法定での増加分計上
施設維持管理費	7,492	6,982	6,312	-1,180	-670	大きな差異は食堂厨房備品の修理。
減価償却費	26,640	13,600	26,293	-347	12,693	
賃借料	4,244	4,108	4,482	238	374	主に旅行端末及び伊都コンビニ店地代の費用
水道光熱費	38,159	38,167	35,428	-2,731	-2,739	伊都和箱崎の単価差で食堂利用増を吸収
保険料	660	656	652	-8	-4	
委託料	27,761	30,611	27,632	-129	-2,979	17年は、土地建物の購入に関する費用が発生
研修採用費	407	851	0	-407	-851	主に定時職員の募集費用
調査研究費	167	503	98	-69	-405	調査及び資格関係の取得費用
会議費	224	170	0	-224	-170	総代会等の費用
諸会費	9,491	9,538	9,652	161	114	連合会等の会費
渉外費	0	0	0	0	0	
租税公課	1,865	2,414	1,810	-55	-604	固定資産税・固定資産償却税・印紙税
通信交通費	6,496	7,196	6,838	342	-358	電話代・切手代
雑費	2,533	2,578	2,552	19	-26	クレジット清算費用・振込手数料
事業連合委託費	57,020	56,000	57,750	730	1,750	供給及び供給剰余予算に連動した基準
事業剰余	207	-30,614	7,668	7,461	38,282	
事業外収入	14,000	11,581	12,000	-2,000	419	
事業外費用	5,000	2,673	2,613	-2,387	-60	
経常剰余	9,207	-21,705	17,055	7,848	38,760	
特別損益	1,000	-4,872	-5,500	-6,500	-628	大学への寄附分等前払費用の償却費を計上
税引き前当期剰余高	10,207	-26,577	11,555	1,348	38,132	
法人税等	1,480	1,193	1,200	-280	7	
当期剰余金	8,727	-27,770	10,355	1,628	38,125	

第3号議案

子会社設立の件

1. キャンパス移転に伴う新規の事業野関係で、子会社設立を可能とします。
但し、2019年度を含めて3年以内に設立しない場合は、議決の効力がなくなるものとします。
2. 設立の目的。
 - ① 土地の取得やその活用のため。会計を分離することにより、損益や財務の状況を分かりやすくするため。
 - ② やむを得ず行うフランチャイズ事業等、生協法人と業務組織分離が求められる事業に対応するため。
 - ③ その他、子会社で行った方が合理的な新規事業のため。
3. 定款及び役員は理事会で議決すること。
設立した場合は、直後の総代会で報告を行うこと。
4. 九州大学生協100%出資の子会社とします。
5. 補足、2016年度の総代会で3年間の期間を定めた議決をしています。

第4号議案

議案決議効力発生に伴

各号の決議の本旨に反しない範囲での字句の修正を、理事会に一任することを承認下さい。

1. 提案理由

総代会の議決は、消費生活協同組合法に基づき、認可権限者の福岡県知事に報告及び届出を行います。届出の際に県の指導により、字句等の修正が求められることがあります。また、誤植の訂正が必要な場合もあり、その場合の取扱を理事会に一任していただく趣旨です。

第5号議案 役員選挙の件

定数	理事	21名以上25名以内
	監事	5名

資 料 集

- 九州大学生協定款
- 総代選挙規約
- 総代会運営規則
- 役員選挙規約
- 監事監査規則
- 役員報酬規則

九州大学生生活協同組合定款

目次

第1章	総則 (第1条～第5条)
第2章	組合員及び出資金 (第6条～第17条)
第3章	役職員 (第18条～第42条)
第4章	総代会及び総会 (第43条～第66条)
第5章	事業の執行 (第67条～第68条)
第6章	会計 (第69条～第81条)
第7章	解散 (第82条～第83条)
第8章	雑則 (第84条～第86条)
附	則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、九州大学生生活協同組合という。

(事 業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 組合員のための保険業法に基づく保険代理店業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、国立大学法人九州大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
- 3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
 - (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、

その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合
は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、200円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少させる場合について準用する。

第3章 役員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上、25人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
- 3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員)の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員)の任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員)の兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合の理事又は使用人

(2) この組合の子会社等(子会社、子会社等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員)の責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、こ

の限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらのものは、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長1人、専務理事1人及び常務理事若干名を理事会において互選する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故があるときは、その職務を専務理事とともに代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、副理事長とともに、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総代会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、200人以上250人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承

認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延期又は続行の決議）

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
 - (5) 出資一口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

（総代会の成立要件）

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。
ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第66条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したと

きは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にななければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、学用品、日用品、食料品、衣料品、電気製品、家具、医薬品、たばこ、官製品、酒、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業及び火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

第6章 会計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に職域及び地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第74条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第75条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第72条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第73条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれを行わなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第76条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰

越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第77条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第78条 この組合は、剰余金について、第74条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第79条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第80条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第81条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第82条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 合併
 - (3) 破産手続きの開始の決定
 - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学する者を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第83条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

（公告の方法）

第84条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

（組合の組合員に対する通知及び催告）

第85条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第86条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この定款は、この組合成立の日（昭和35年10月14日）から施行する。

2 この定款は、昭和47年5月27日改定し、同日より実施する。

3 この定款は、昭和60年12月14日改定し、同日より実施する。

4 この定款は、平成2年5月26日改定し、同日より実施する。

5 この定款は、平成6年8月24日改定し、同日より実施する。

6 この定款は、平成20年7月17日改定し、同日より実施する。

7 この定款は、平成21年6月24日に改定し、同日より実施する。

8 この定款は、平成23年6月20日改定し、同日より実施する。

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第45条規定する総代の選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙区と定数)

第2条 総代の選挙区及び各選挙区ごとの総代の定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て総代選挙管理委員を任命する。

2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上5人以内をもって構成する。

3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

4 総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成する。総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。

5 総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の議決によって決する。

6 選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは、総代選挙管理委員会が決定する。

7 総代選挙管理委員長は選挙の結果を理事会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、総代選挙管理委員会の定める日に組合員名簿に登録されている者とする。

但し、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(総代の選挙及び公示)

第5条 任期満了にともなう総代選挙は総代会の会日の30日前までに公告を行ない会日の14日前までに選挙を実施する。公告にあたっては次のことを組合員に公示する。

(1) 総代の選挙区と定数

(2) 候補者の受付期間と手続き方法

(3) 選挙期日・投票場所と投票方法

(総代候補者の受付)

第6条 総代に立候補しようとする組合員は、公示された立候補受付期間中に、組合の定めた立候補届出用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、その選挙区の組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間内に推薦を届け出ることができる。

(候補者の公示)

第7条 総代選挙管理委員長は、選挙期日の7日前までに、候補者受付期間に届け出のあった候補者の所属と氏名を、組合員に公示しなければならない。

(選挙運動)

第8条 選挙運動は、総代選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第9条 候補者が定員をこえた選挙区は、組合員一人一票とし、無記名連記制によって選挙を行なう。

(当選者)

第10条 当選の決定は有効投票の多数の順による。但し、当選最下位者の得票数が同数の時は抽選により当選者を決定する。

2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

- 3 候補者がその選挙区の定数以内であるときは、その選挙区の定数は当選した候補者の数とし、総代総数が定款に定める最低定数を満たさないときは定員割れとなった選挙区について再選挙を行なう。

(無効投票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの
- (3) 人名がなにびとか確認しがたいもの
- (4) 選挙される総代の氏名のほか、他事を記載したもの

(立会人)

第12条 委員会は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公示)

第13条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の所属、氏名を公示する。

(就任)

第14条 当選者は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の3日後までに、当選者が書面をもって就任の辞退を総代選挙管理委員長に届け出た場合はこの限りではない。

- 2 当選者が就任を辞退した時、またはその資格を失った時は、次点のものを順に繰り上げ当選とする。
- 3 次点者の繰り上げによっても総代の定数に満たない場合は、第10条第3項を準用する。
- 4 前三項の規定は、任期途中における欠員についても適用する。

(異議申し立て)

第15条 選挙に関する異議は、当選の公示から7日以内に選挙管理委員会に対して書面をもって委員会に対しておこなう。

- 2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。
- 3 選挙管理委員会は第1項の異議が正当であるか否かを異議申立の日から5日以内に異議申立人に通知する。
- 4 異議が正当であり、かつ、それが個々の候補者の当選に影響するときは、選挙管理委員会は当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。
- 5 異議の理由が当該選挙区又は全選挙区の選挙に関わり、かつそれがその選挙の結果に影響するときは、選挙管理委員会は当該選挙区または全選挙区の選挙を無効とし、再選挙を公告しなければならない。

(補充)

第16条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場

合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

- 2 補充選挙については、前各条を準用する。

(細則)

第17条 選挙実施の細則は選挙管理委員会において別に定める。

(改廃)

第18条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生協同組合総代選挙規定を廃止する。

総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、定款第66条に基づき、総代会の運営について定める。

- 2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
- 3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。

(総代の資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、総代証の交付を受ける。

- 2 定款第61条により総代から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。
- 3 書面で議決をする総代は、書面議決を総代会の開会までに組合に提出しなければならない。

(傍聴)

第3条 組合員は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は第2条及び第3条に関する審査を円滑に行なうため、理事若干名で構成する資格審査委員会をおくことができる。

(開会)

第5条 総代の出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行なう。

(議長の選出)

第6条 理事は、総代会にはかつて出席した総代の中から議長1名を選出する。

- 2 前項の選出に際し選挙を行なう場合は、拍手、挙手、又は投票による。
- 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行なわせることができる。

(退場の制限その他)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

- 2 出席した総代または代理人が、総代会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。
- 3 総代会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。
- 4 第2項に基づき退席する総代または代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。
- 3 傍聴席の組合員は、議長の許可を得て発言できる。
- 4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する答弁)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。

2 動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。但し、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付きなければならない。

3 議長は、修正動議が提出されたときは、まず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採択するものとする。

4 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正または撤回できる。

5 修正動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決する。

6 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(一事不再議)

第15条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第16条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行なわせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告で必要により、採決・採択に付きなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(討論の終結)

第18条 議長が議案の採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決・採択の方法)

第19条 採決・採択は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

- 2 総代と代理人は、総代証または代理人証を明示して採決・採択に応じなければならない。
- 3 議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決・採択しなければならない。
- 4 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第21条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第22条 本規約は、総会の運営について準用する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とする。

附則

- 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。
- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生協同組合総代会細則を廃止する。

役員選挙規約

(総則)

第1条 定款第19条により、総代会において役員選挙を行なう場合は、この規約の定めるところによる。

(選挙区及び定数)

第2条 選挙区及び定員は理事会において決定する。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員としての被選挙権を有しない。

(1) 被補助人

(2) 破産手続開始の決定を受け、復権をしていないもの

(役員選挙管理委員会)

第4条 選挙に関する事務は、役員選挙管理委員会を設けて行なう。

(役員選挙管理委員の選任)

第5条 役員選挙管理委員会の委員は組合員の中から理事会の指名にもとづいて理事長が任命する。

(役員選挙管理委員の定数)

第6条 役員選挙管理委員の定数は3人以上5人以内とし、理事会で定める。

(役員選挙管理委員の任期)

第7条 役員選挙管理委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

2 役員選挙管理委員が役員に立候補又は就任する場合は役員選挙管理委員を辞任しなければならない。

(役員選挙管理委員の構成)

第8条 役員選挙管理委員会は、役員選挙管理委員をもって構成する。

2 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員長を互選する。

3 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員長が招集する。

4 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員の半数以上が出席することによって成立する。

5 役員選挙管理委員会の議事は、出席した役員選挙管理委員の過半数で決する。

(役員選挙管理委員会の任務)

第9条 役員選挙管理委員会は、定款に定めのあるもののほか、次の事項を行なわなければならない。

(1) 選挙の公示

(2) 立候補者の受付、締切及び公示

(3) 投票及び開票の立ち会い

(4) 当落の確認、総代会への当選人の報告及び当選者への通知

(5) 違反行為のあった場合の当落の判定

(6) 選挙録の作成

(7) その他選挙に必要な事務

(選挙の公示)

第10条 選挙の公示は、定款第53条の総代会開催の公示をしようとする日の1週間前までに行ない、立候補の受付は5日間とする。(ただし、休日は日数として算定しない。)

(立候補の届出)

第11条 理事及び監事の立候補者となろうとするものは、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。

2 理事会は、理事及び監事の候補者を推薦することができる。理事会は、推薦する候補者を、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。

3 次の者は立候補することができない。

- (1) 第3条に規定する者
- (2) 役員選挙管理委員

(重複立候補の禁止)

第12条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して立候補すること、並びに異なる選挙区の候補者に重複して立候補することはできない。

(選挙運動)

第13条 選挙運動は、役員選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

- 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第14条 総代会は登録された候補者の中から、選挙区ごとに役員を選挙する。

- 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。
- 3 当選は総代会出席者の過半数の信任を得た者の中から有効投票数の順により決する。ただし、得票最下位者の得票数が同数の時（当該得票数が有効投票の過半数である場合に限る。）は抽選により当選者を決定する。
- 4 出席者の過半数の信任を得た者が第2条による定数に満たない場合は、過半数の信任を得られなかった候補者につき再投票を行う。再投票の結果、なお過半数の信任を得た者が定数に満たない場合は、定款の規定の範囲内で定数を減ずる。
- 5 登録された役員候補者が、第2条による選挙区ごとの定数をこえない場合には、信任投票を行う。この場合、出席者の過半数の信任を得た者が信任された者とする。

(書面投票)

第15条 定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面を封筒に封入し、封筒に署名または記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行うことを要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総代会の途中で退席する総代は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 選挙される役員の氏名のほか、他事を記載したもの
- (3) 人名がなにびとか確認しがたいもの

(投票の区分)

第17条 理事と監事の投票は、区別して行なう。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とする。

(退任)

第19条 総代が役員に就任したときは、総代を退任するものとする。

(再選挙)

第20条 役員の定数に足る当選者、又は就任者を得ることができないときは、理事長は、速やかにその人員不足について総代会を招集し、さらに選挙を行わなければならない。

(補充選挙)

第21条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(定めのない事項)

第22条 この規約に定めのない事項が生じたときは、役員選挙管理委員会がこれを決定する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会において行なう。

附則 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和50年5月24日改正した九州大学生協同組合役員選挙規則を廃止する。

監事監査規則

(趣旨)

第1条 この規定は、法令及び定款に基づく監事の職務と監査に関する基準及び監事会の運営について定める。

(監事の基本姿勢)

第2条 監事は、法令及び定款並びに監事監査規則を遵守し、業務並びに会計に関する監査を行い、この組合の事業の発展に寄与するとともに、組合員の付託と要請に応じていかななければならない。

2 監事は、常にこの組合をめぐる状況等の把握に努めるとともに、不断に理事及び職員との意志疎通を図り、業務の実態を把握していかななければならない。

3 監事は、監査意見をまとめるにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、正当な注意を払わなければならない。

4 監事はその職務を行うにあたり、常に公平不偏の立場を保ち、かつ、その職務を通じて知り得た事項について、その秘密保持も留意しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第3条 監事の職務及び権限は次の通りとする。

(1) 消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第30条の3に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告の作成に関する事項、その他の事項

(2) 生協法第31条の3に定められた理事が理事の損害賠償責任を免除する議案を総代会に提出するときの同意に関する事項

(3) 生協法第31条の6に定められた役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加する場合の同意に関する事項

(4) 生協法第31条の7に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告の作成に関する事項

(5) 生協法第31条の8に定められた公認会計士又は監査法人（以下「会計監査人」という。）の選任、解任、不再任に対する同意に関する事項、その他の事項

(6) 生協法第31条の9に定められた会計監査人が欠けた場合等における一時会計監査人を選任する事項

(7) 生協法第33条、第36条及び第47条の2に定める理事の職務を行う者がいないとき又は総代若しくは組合員の総代会招集請求に際し、理事が正当な理由がなく総代会の招集手続を行わないときの招集に関する事項

(8) 定款第38条に定める事項

(9) その他法令及び定款に定める事項

(監事会)

第4条 監事は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行うため、監事会を設ける。但し、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 監事会は監事をもって構成し、監事の過半数（複数の監事）の出席で成立する。

3 監事会は、定期に開催する。但し、必要ある時は随時開催することができる。

4 監事会の招集は、あらかじめ選出された特定監事が行う。但し、他の監事が招集することを妨げない。

5 監事会の協議事項は、次の各号の通りとする。

(1) 監査の方針及び実施計画

(2) 監査の実施結果についての意見交換

(3) 監査報告書の作成

- (4) 総（代）会に報告すべき事項
 - (5) 監事の選任議案に関する事項
 - (6) 監事の報酬に関する事項
 - (7) 役員を責任を迫る訴えに関する事項
 - (8) 理事の不正行為等に関する事項
 - (9) 理事の損害賠償責任免除に関する事項
 - (10) その他監査に関する重要事項
- 6 監事会の決議事項は、次の各号の通りとする。
- (1) 特定監事の互選
 - (2) 監事による総（代）会又は理事会の招集に関する事項
 - (3) 組合の代表権に関する事項
 - (4) 監査についての規定の設定、改廃に関する事項
 - (5) 監査費用に関する事項
 - (6) その他監事とその職務を遂行する上で必要と認めた重要事項
- 7 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。但し、前項第1号ないし第3号については、監事全員の合議を経るものとする。
- 8 監事会は、理事又は必要に応じその他の関係者の出席を求めることができる。
- 9 監事会は、協議の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、これを保管する。
- 10 監事会の招集に関する事務、資料の整理保管その他運営に関する事務は、この組合の職員にあたらせることができる。

(議事録)

第5条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (4) 監事会に出席した理事又は関係者の氏名
- (5) 監事会の議長の氏名

(重要な会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。

- 2 監事は、理事会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席することができる。
- 3 監事は、理事会議事録のほか、重要な会議の議事録及び関係資料を閲覧することができる。

(監査の手續)

第7条 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に予告するものとする。ただし、監査の内容により、特に予告する必要を認めない場合はこの限りでない。

- 2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

3 監査を実施するための基準は、日本生協連が定めた生協監事監査基準による。

(監査報告書)

第8条 監事会は、監査に基づき、協議のうえ監査報告書を作成する。異なる意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。

2 監査報告書は、各監事が署名又は記名押印のうえ、この組合の理事長に提出するものとする。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、監事会が行い、総（代）会の承認を得るものとする。

附則

1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 この規約の発効した平成20年6月1日に監事会規定及び監査規定を廃止する。

役員報酬規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は九州大学生協同組合(以下生協という)の役員の報酬、定年、退職慰労金等に関する事項を定めたものである。

(役員定義)

第2条 この規則で役員とは、総代会において選出された理事、監事をいう。

第2章 役員報酬

(役員報酬の基準)

第3条 役員報酬は、総代会で決定した役員報酬予算総額の限度内において、各役員の役職と責任に応じて定める。

2. 役員報酬は社会的水準、他大学生協、職員給与との均衡を考慮して定める。
3. 非常勤役員の報酬は別表に定める。

(役員報酬の決定)

第4条 各役員の報酬額はこの規則にもとづき、毎年、役員報酬に関する委員会(以下役員報酬委員会という)で審議の上、理事会で決定する。

2. 役員報酬委員会は、理事長が構成理事より任命する。

(役員報酬の構成)

第5条 役員の報酬は原則として役員報酬のみとする。

(支給方法)

第6条 役員報酬は年額で決定し、その12分の1の金額を毎月職員給与の支給日に支給する。

2. 支給対象期間は、毎年6月より翌年5月までの任期中の期間とする。

(通勤手当及び行動手当)

第7条 役員の通勤、行動にかかる費用については生協より支給する。

(長欠役員の報酬)

第8条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合、役員報酬は原則としてその任期が満了するまで減額しない。但し、任期途中において退任した場合はこの限りでない。

(役員報酬の減額)

第9条 役員報酬は理事会において、業績その他の事由に応じて減額することができる。

第3章 役員の定年

(役員の定年)

第10条 常勤役員の定年は60才から65才とし、個別常勤役員について理事会で定める。

2. 常勤役員の任期は、定例総代会から定例総代会とする。
但し、理事会の議決で変更することができる。

第4章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第11条 役員の退職慰労金は、常勤役員が退任する場合に、その在任期間の功労に報いるために総代会の承認を得て支給する。

(支給条件)

第12条 前条の退職慰労金は、役員に次の各号に該当する事由が発生した場合に支給する。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 任期中に辞任したとき
- (3) 任期中に志望により退任したとき
- (4) 常勤理事が非常勤理事になったとき

(決定方法)

第13条 退職慰労金の支給額は、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。
算定基準は次の通りとする。

- (1) 退任時の役員報酬の12分の1×任期×支給係数。
- (2) 「任期」は年とする。端数は月割り処理とし、1ヶ月未満は切り上げとする。
- (3) 「支給係数」は以下のとおりとする。
専務・常務・理事 0.7

(退職慰労金の減額)

第14条 生協の名誉を毀損し、あるいは生協に著しい損害を与えたため退任する役員に対する退職慰労金は、理事会の議決により減額し、または支給しないことができる。

(退職功労金)

第15条 在任中とくに功労が認められる役員、または在任中に死亡、障害を受けて退任したときは、退職慰労金の他に退職功労金または弔慰金を支給することができる。

2. 退職功労金、弔慰金の額は、退職慰労金の範囲とし、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。

第5章 付則

(改廃)

第16条 この規則の改廃、変更は理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(施行)

この規則は1960(昭和35)年12月1日より施行する

この規則は1972(昭和47)年6月1日より改正実施する

この規則は1983(昭和58)年12月1日より改正実施する

この規則は1991(平成3)年6月1日より改正実施する

この規則は2003年6月1日から改正実施する

この規則は2007年4月1日から改正実施する

この規則は2015年1月1日から改正実施する

<別表>

	月額
理事長	¥30,000
常任理事	¥17,000
理事	¥7,000
監事	¥7,000
顧問	必要に応じ理事会で決定

